

令和 3 年 12 月 富山市議会定例会議案

目 次

議案第193号	令和3年度富山市一般会計補正予算（第7号）	1頁
議案第194号	令和3年度富山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	49
議案第195号	令和3年度富山市まちなか診療所事業特別会計補正予算（第1号）	59
議案第196号	令和3年度富山市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	69
議案第197号	令和3年度富山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	79
議案第198号	令和3年度富山市企業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）	89
議案第199号	令和3年度富山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	95
議案第200号	令和3年度富山市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）	105
議案第201号	令和3年度富山市水道事業会計補正予算（第1号）	117
議案第202号	令和3年度富山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	119
議案第203号	令和3年12月の期末手当に関する条例制定の件	122
議案第204号	富山市職員の給与に関する条例及び富山市一般職の任期付職員 の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 制定の件	125
議案第205号	富山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する 条例の一部を改正する条例制定の件	127
議案第206号	市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例 制定の件	128
議案第207号	富山市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免 除に関する条例の一部を改正する条例制定の件	130
議案第208号	富山市立学校設置条例の一部を改正する条例制定の件	131
議案第209号	富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件	132

議案第 2 1 0 号	富山市細入総合福祉センター条例を廃止する条例制定の件…	1 3 3
議案第 2 1 1 号	富山市立幼保連携型認定こども園条例制定の件……………	1 3 4
議案第 2 1 2 号	富山市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例制定の件…	1 3 9
議案第 2 1 3 号	富山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 制定の件……………	1 4 0
議案第 2 1 4 号	富山市手数料条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 4 1
議案第 2 1 5 号	富山市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 4 4
議案第 2 1 6 号	委託契約締結の件（富山市科学博物館プラネタリウム更新業 務委託）……………	1 5 4
議案第 2 1 7 号	工事請負契約締結の件（上滝中学校校舎及び体育館解体工事） ……………	1 5 5
議案第 2 1 8 号	特定事業変更契約締結の件（大山地域公共施設複合化事業） ……………	1 5 6
議案第 2 1 9 号	第 2 次富山市総合計画後期基本計画策定の件……………	1 5 7
議案第 2 2 0 号	土地処分の件（呉羽南部企業団地分譲地）……………	1 6 6
議案第 2 2 1 号	土地処分の件……………	1 6 7
議案第 2 2 2 号	字の区域の変更及び廃止の件……………	1 6 8
議案第 2 2 3 号	字の区域の変更及び廃止の件……………	1 7 8
議案第 2 2 4 号	財産の無償譲渡の件……………	1 9 1
議案第 2 2 5 号	富山市くれは山荘の指定管理者の指定の件……………	1 9 2
報告第 4 9 号	専決処分について承認を求める件（令和 3 年度富山市一般会 計補正予算（第 6 号））……………	1 9 3
報告第 5 0 号	専決処分報告の件（工事請負変更契約締結の件（民俗民芸村 周辺法面保護（その 2）工事））……………	1 9 9
報告第 5 1 号	専決処分報告の件（損害賠償請求に係る和解の件）……………	2 0 1
報告第 5 2 号	専決処分報告の件（損害賠償の額を定める件）……………	2 0 4

報告第 5 3 号	専決処分について承認を求める件（令和3年12月の期末手 当の特例に関する条例制定の件）……………	206
-----------	---	-----

一 般 会 計

議案第 1 9 3 号

令和 3 年度富山市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 3 年度富山市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 8 3 2, 5 7 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 8 3, 0 8 5, 8 3 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第 3 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 3 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 債務負担行為の追加は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 5 条 地方債の変更は、「第 5 表 地方債補正」による。

令和 3 年 1 2 月 1 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		68,814,866	470,797	69,285,663
	1 市民税	27,157,866	470,797	27,628,663
15 国庫支出金		26,959,901	2,392,261	29,352,162
	1 国庫負担金	18,501,375	1,586,357	20,087,732
	2 国庫補助金	8,349,999	811,635	9,161,634
	3 委託金	108,527	△ 5,731	102,796
16 県支出金		11,895,745	62,711	11,958,456
	1 県負担金	7,670,798	51,840	7,722,638
	2 県補助金	3,340,218	10,871	3,351,089
18 寄附金		93,908	52,510	146,418
	1 寄附金	93,908	52,510	146,418
19 繰入金		3,338,372	293,263	3,631,635
	1 特別会計繰入金	182,597	293,263	475,860
20 諸収入		3,144,223	65,777	3,210,000
	3 貸付金元利収入	1,363,088	54,009	1,417,097
	6 雑入	1,480,516	11,768	1,492,284
21 市債		29,516,700	313,600	29,830,300
	1 市債	29,516,700	313,600	29,830,300
22 繰越金		2,397,894	181,654	2,579,548
	1 繰越金	2,397,894	181,654	2,579,548
歳入	合計	179,253,259	3,832,573	183,085,832

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		744,528	△ 6,822	737,706
	1 議会費	744,528	△ 6,822	737,706
2 総務費		21,628,699	442,746	22,071,445
	1 総務管理費	9,847,660	396,520	10,244,180
	2 企画費	8,798,119	22,760	8,820,879
	3 徴税費	1,520,512	10,508	1,531,020
	4 戸籍住民基本台帳費	914,063	2,092	916,155
	5 選挙費	400,242	8,871	409,113
	6 統計調査費	71,718	△ 10,071	61,647
	7 監査委員費	76,385	12,066	88,451
3 民生費		63,928,930	715,752	64,644,682
	1 社会福祉費	29,199,313	△ 39,203	29,160,110
	2 児童福祉費	29,839,966	232,300	30,072,266
	3 生活保護費	4,362,113	528,357	4,890,470
	4 市民生活費	403,213	3,150	406,363
	5 青少年女性費	119,324	△ 8,852	110,472
4 衛生費		12,661,242	2,143,820	14,805,062
	1 保健衛生費	5,603,233	2,149,954	7,753,187
	2 環境衛生費	7,058,009	△ 6,134	7,051,875
5 労働費		671,039	25,374	696,413
	1 労働諸費	671,039	25,374	696,413
6 農林水産業費		4,809,015	77,332	4,886,347
	1 農業費	1,782,155	41,184	1,823,339
	2 農地費	2,322,800	36,091	2,358,891
	3 林業費	472,729	2,814	475,543
	4 水産業費	231,331	△ 2,757	228,574
7 商工費		5,038,064	280,734	5,318,798
	1 商工費	5,038,064	280,734	5,318,798
8 土木費		22,474,004	145,318	22,619,322
	1 土木管理費	903,097	136,818	1,039,915
	2 道路橋りょう費	6,073,574	71,740	6,145,314
	3 河川水路費	835,058	△ 4,083	830,975
	5 都市計画費	13,908,516	△ 23,415	13,885,101

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	6 住宅費	723,230	△ 35,742	687,488
9 消防費		4,490,443	△ 22,518	4,467,925
	1 消防費	4,490,443	△ 22,518	4,467,925
10 教育費		21,297,654	30,837	21,328,491
	1 教育総務費	1,882,430	△ 5,070	1,877,360
	2 小学校費	7,919,213	37,857	7,957,070
	3 中学校費	8,257,459	923	8,258,382
	4 幼稚園費	536,248	△ 34,908	501,340
	5 社会教育費	2,702,304	32,035	2,734,339
歳 出	合 計	179,253,259	3,832,573	183,085,832

第 2 表 継続費補正

変 更

(単位 千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
8 土木費	2 道路橋り よう費	橋りよう維持 補修事業費 (八田橋旧橋脚撤去)	510,000	令和元年度	40,000	570,000	令和元年度	40,000
				令和2年度	200,000		令和2年度	200,000
				令和3年度	205,000		令和3年度	265,000
				令和4年度	65,000		令和4年度	65,000

第 3 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	行政サービスセンター費	317,600
		中核型地区センター費	358,502
4 衛生費	1 保健衛生費	感染症事業費	1,116,915
6 農林水産業費	2 農地費	小規模土地改良事業費補助金	8,180
8 土木費	1 土木管理費	防災事務費	58,146
10 教育費	2 小学校費	統合校の新設事業費	33,000
	3 中学校費	統合校の新設事業費	19,000

第 4 表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
認知症高齢者等おでかけあんしん損害 保険事業保険料	自令和3年度至令和4年度	974
富山駅北自転車駐車場防犯システム機 械警備業務委託費	令和4年度	792
リフレッシュ事業費	自令和3年度至令和4年度	70,000
市道整備事業費	自令和3年度至令和4年度	163,200
河川水路整備事業費	自令和3年度至令和4年度	66,000
浸水対策事業費	自令和3年度至令和4年度	20,000

第 5 表 地方債補正

変 更

(単位 千円)

起債の目的	限 度 額			起債の 方 法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	補正後の額			
総務管理費	424,500	263,200	687,700	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入れる資金につ いて、利率の見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	借入れ先の融通 条件による。た だし、市財政の 都合により据置 期間及び償還期 限を短縮し、も しくは繰上償還 又は借換えする ことができる。
農 地 費	372,000	6,200	378,200			
土木管理費	78,200	44,200	122,400			

歳入歳出予算事項別明細書

1 歳 入

款 1 市税 項 1 市民税

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 個人	22 ,529,866	470,797	23 ,000,663	1現年課税分	470,797	1現年度分 470,797
計	27 ,157,866	470,797	27 ,628,663			
合計	68 ,814,866	470,797	69 ,285,663			

款15 国庫支出金 項 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 民生費負担 金	17 ,441,428	507,770	17 ,949,198	2児童福祉費 負担金	104,959	1助産施設事業費負担金 1,278 2障害児通所給付事業費負担金 103,681
				3生活保護費 等負担金	402,811	1生活保護費負担金 402,811
2 衛生費負担 金	202,348	1 ,078,587	1 ,280,935	1保健衛生費 負担金	1 ,078,587	1保健事業費負担金 ,078,587
計	18 ,501,375	1 ,586,357	20 ,087,732			

款15 国庫支出金 項 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 総務費補助 金	433,481	△ 44,305	389,176	1総務管理費 補助金	△ 44,305	△ 1住民基本台帳ネットワークシステム 費補助金 44,305
2 民生費補助 金	1 ,831,517	27,068	1 ,858,585	2児童福祉費 補助金	27,068	1子ども・子育て支援交付金 7,274 2子育て支援事業費補助金 366 3保育対策総合支援事業費補助金 5,320 4子ども・子育て支援事業費補助金 14,108
3 衛生費補助 金	498,153	794,522	1 ,292,675	1保健衛生費 補助金	794,522	1母子保健衛生費補助金 5,000 2保健事業費補助金 789,522
5 商工費補助 金	49,250	10,000	59,250	1商工費補助 金	10,000	1地方創生テレワーク交付金 10,000
7 教育費補助 金	997,043	5,675	1 ,002,718	2小学校費補 助金	4,050	1新型コロナウイルス感染症対策事業 費補助金 4,050

款15 国庫支出金 項 2 国庫補助金 (単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
				3中学校費補 助金	1,625	1新型コロナウイルス感染症対策事業 費補助金 1,625
11 新型コロナ ウイルス感 染症対応地 方創生臨時 交付金	1 ,743,727	18,675	1 ,762,402	1新型コロナ ウイルス感 染症対応地 方創生臨時 交付金	18,675	1新型コロナウイルス感染症対応地方 創生臨時交付金 18,675
計	8 ,349,999	811,635	9 ,161,634			

款15 国庫支出金 項 3 委託金 (単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費委託 金	82,671	△ 5,731	76,940	1社会福祉費 委託金	△ 5,731	1国民年金事務費委託金 △ 5,731
計	108,527	△ 5,731	102,796			
合計	26 ,959,901	2 ,392,261	29 ,352,162			

款16 県支出金 項 1 県負担金 (単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費負担 金	7 ,662,952	51,840	7 ,714,792	2児童福祉費 負担金	51,840	1障害児通所給付事業費負担金 51,840
計	7 ,670,798	51,840	7 ,722,638			

款16 県支出金 項 2 県補助金 (単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費補助 金	1 ,503,582	6,521	1 ,510,103	2児童福祉費 補助金	6,521	1子ども・子育て支援交付金 6,521
3 労働費補助 金	2,400	4,350	6,750	1労働諸費補 助金	4,350	1移住支援金交付事業費補助金 4,350
計	3 ,340,218	10,871	3 ,351,089			

款16 県支出金 項 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
合計	11 , 895, 745	62, 711	11 , 958, 456			

款18 寄附金 項 1 寄附金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 総務費寄附 金	68, 775	50, 419	119, 194	1徴税费寄附 金	50, 419	1ふるさとぬくもり基金費寄附金 30, 000 2新型コロナウイルス感染症対策基金 費寄附金 20, 419
3 民生費寄附 金	3, 733	2, 091	5, 824	1社会福祉費 寄附金	2, 091	1新型コロナウイルス感染症対策基金 費寄附金 2, 091
計	93, 908	52, 510	146, 418			

款19 繰入金 項 1 特別会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
2 企業団地造 成事業特別 会計繰入金	89, 452	293, 263	382, 715	1企業団地造 成事業特別 会計繰入金	293, 263	1企業団地造成事業特別会計繰入金 293, 263
計	182, 597	293, 263	475, 860			
合計	3 , 338, 372	293, 263	3 , 631, 635			

款20 諸収入 項 3 貸付金元利収入

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
7 富山勤労総 合福祉セン ター貸付金 元利収入	318, 166	19, 004	337, 170	1富山勤労総 合福祉セン ター貸付金 元利収入	19, 004	1元金 19, 000 2利子 4
8 八尾サービ ス貸付金元 利収入	55, 055	35, 005	90, 060	1八尾サービ ス貸付金元 利収入	35, 005	1元金 35, 000 2利子 5
計	1 , 363, 088	54, 009	1 , 417, 097			

款20 諸収入 項 6 雑入

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
3 雑入	1 , 479, 723	11, 768	1 , 491, 491	3雑入	11, 768	1デジタル基盤改革支援補助金 12, 760 2雇用保険料戻入金 △ 425 3その他の雑入 △ 567
計	1 , 480, 516	11, 768	1 , 492, 284			
合計	3 , 144, 223	65, 777	3 , 210, 000			

款21 市債 項 1 市債

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 総務債	3 , 149, 200	263, 200	3 , 412, 400	1総務管理債	263, 200	1行政サービスセンター整備事業債 33, 700 2中核型地区センター整備事業債 229, 500
4 農林水産業 債	491, 200	6, 200	497, 400	1農地債	6, 200	1小規模土地改良事業債 6, 200
6 土木債	4 , 186, 800	44, 200	4 , 231, 000	1土木管理債	44, 200	1防災施設等整備事業債 44, 200
計	29 , 516, 700	313, 600	29 , 830, 300			

款22 繰越金 項 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 繰越金	2 , 397, 894	181, 654	2 , 579, 548	1前年度繰越 金	181, 654	1前年度繰越金 181, 654
計	2 , 397, 894	181, 654	2 , 579, 548			

2 歳 出

款 1 議会費 項 1 議会費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明		
				特定財源	一般財源	区分	金額			
1 議会費	744,528	△ 6,822	737,706	他	3	△ 6,825	1報酬	907	1議会運営費 人件費 2議会事務費 人件費	△ 3,330 △ 3,492
							2給料	△ 2,030		
							3職員手当等	△ 5,291		
							4共済費	△ 408		
計	744,528	△ 6,822	737,706	他	3	△ 6,825				

款 2 総務費 項 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明		
				特定財源	一般財源	区分	金額			
1 一般管理費	4 1,016,857	△ 372,884	3 643,973	他	8	△ 372,876	1報酬	△ 2,066	1総務一般管理費 人件費 2財務一般管理費 人件費 3スポーツ振興一般 管理費 人件費 4用地事務費 人件費	△ 397,084 22,586 1,209 405
							2給料	△ 234,804		
							3職員手当等	△ 76,735		
							4共済費	△ 59,664		
							8旅費	△ 20		
							18負担金補助 及び交付金	405		
2 人事管理費	156,871	△ 5,509	151,362			△ 5,509	1報酬	△ 3,781	1職員研修費 人件費	△ 5,509
							3職員手当等	△ 804		
							4共済費	△ 753		
							8旅費	△ 171		
6 会計管理費	102,718	6,307	109,025			6,307	2給料	2,924	1会計事務費 人件費	6,307
							3職員手当等	1,673		

款 2 総務費 項 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
						4共済費	1,710	
8 地域振興費	2 ,159,332	783,874	2 ,943,206	債 263,200 他 3	520,671	1報酬	367	1行政サービスセン ター費 342,623 (1) 人件費 23,118 (2) 事業費 319,505 2中核型地区センタ ー費 360,680 (1) 人件費 69 (2) 事業費 360,611 3地区センター費 人件費 80,571
						2給料	55,306	
						3職員手当等	30,717	
						4共済費	17,368	
						10需用費	1,905	
						12委託料	31,211	
						14工事請負費	647,000	
12 とやま市民 交流館費	93,387	2,020	95,407		2,020	2給料	200	1とやま市民交流館 管理運営事務費 人件費 2,020
						3職員手当等	1,331	
						4共済費	489	
13 スポーツ振 興費	272,073	△ 14,978	257,095		△ 14,978	18負担金補助 及び交付金	△ 14,978	1スポーツ団体育成 事業費 人件費 △ 14,978
14 スポーツ施 設費	1 ,295,078	△ 2,310	1 ,292,768		△ 2,310	12委託料	1,291	1体育施設管理運営 費 △ 2,310 (1) 人件費 △ 3,601 (2) 事業費 1,291
						18負担金補助 及び交付金	△ 3,601	
計	9 ,847,660	396,520	10 ,244,180	債 263,200 他 △ 5	133,325			

款 2 総務費 項 2 企画費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1 企画総務費	386,547	12,904	399,451		12,904	2給料	8,634	1企画一般管理費 人件費	12,904
						3職員手当等	716		
						4共済費	3,554		
5 情報管理費	1,019,687	12,760	1,032,447	1他	12,760	12委託料	12,760	1情報管理事務費	12,760
6 外国語専門 学校費	256,290	1,865	258,155		1,865	2給料	1,314	1管理運営事務費 人件費	1,865
						3職員手当等	158		
						4共済費	393		
8 ガラス美術 館費	563,040	△ 4,769	558,271		△ 4,769	2給料	△ 1,658	1管理運営事務費 人件費	△ 4,769
						3職員手当等	△ 2,613		
						4共済費	△ 498		
計	8,798,119	22,760	8,820,879	8他	12,760				10,000

款 2 総務費 項 3 徴税费

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明		
				特定財源	一般財源	区分	金額			
1 税務総務費	911,148	△ 474	910,674	他	△ 30,000	30,474	2給料	△ 37,443	1税務事務費 (1) 人件費 (2) 事業費 2ふるさとぬくもり 基金費	△ 30,474 72,679 42,205 30,000
							3職員手当等	△ 26,267		
							4共済費	△ 8,969		
							11役務費	1,004		
							12委託料	36,790		
							13使用料及び 賃借料	4,411		

款 2 総務費 項 3 徴税费

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
						24積立金	30,000	
2 賦課徴収費	609,364	10,982	620,346	他 26	10,956	1報酬	7,856	1賦課徴収事務費 人件費 6,212
						3職員手当等	1,369	2債権管理対策事務 費 4,770 人件費
						4共済費	1,496	
						8旅費	261	
計	1 ,520,512	10,508	1 ,531,020	他 30,026	△ 19,518			

款 2 総務費 項 4 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 戸籍住民基 本台帳費	913,907	2,092	915,999	国 △ 44,305 他 △ 61	46,458	1報酬	△ 13,782	1戸籍事務費 人件費 46,463
						2給料	29,283	2住民基本台帳ネッ トワークシステム 費 △ 44,371
						3職員手当等	△ 16,504	人件費
						4共済費	6,157	
						8旅費	△ 3,062	
計	914,063	2,092	916,155	国 △ 44,305 他 △ 61	46,458			

款 2 総務費 項 5 選挙費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 選挙管理委 員会費	42,310	8,871	51,181		8,871	2給料	4,158	1選挙管理委員会費 人件費 8,871
						3職員手当等	2,549	

款 2 総務費 項 5 選挙費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
						4共済費	2,164	
計	400,242	8,871	409,113		8,871			

款 2 総務費 項 6 統計調査費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 統計調査総 務費	44,489	△ 10,071	34,418		△ 10,071	2給料	△ 4,753	△ 1統計事務費 人件費 10,071
						3職員手当等	△ 3,690	
						4共済費	△ 1,628	
計	71,718	△ 10,071	61,647		△ 10,071			

款 2 総務費 項 7 監査委員費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 監査委員費	76,385	12,066	88,451		12,066	2給料	5,553	12,066 1監査委員事務費 人件費
						3職員手当等	4,583	
						4共済費	1,930	
計	76,385	12,066	88,451		12,066			
合計	21 ,628,699	△ 442,746	22 ,071,445	国 債 他	△ 44,305 181,131 263,200 42,720			

款 3 民生費 項 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1 社会福祉総 務費	1 ,749,268	△ 12,325	1 ,736,943	他	△ 21,972	34,297	1報酬	8,256	△ 1社会福祉一般管理 費 34,835 人件費
							2給料	△ 20,382	2新型コロナウイルス 感染症対策基金 費 22,510

款 3 民生費 項 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
						3職員手当等	△ 19,578	
						4共済費	△ 3,512	
						8旅費	381	
						24積立金	22,510	
2 障害者福祉 費	9 ,968,924	1,590	9 ,970,514	他 4	1,586	1報酬	1,214	1心身障害者福祉事 業費 人件費 1,590
						3職員手当等	137	
						4共済費	215	
						8旅費	24	
5 国民年金費	80,605	△ 5,731	74,874	国 △ 5,731		2給料	△ 2,468	1基礎年金等事務費 △ 5,731 人件費
						3職員手当等	△ 2,330	
						4共済費	△ 933	
6 後期高齢者 医療費	6 ,345,765	△ 975	6 ,344,790		△ 975	27繰出金	△ 975	1後期高齢者医療事 業特別会計繰出金 人件費 △ 975
7 介護保険費	6 ,779,029	△ 17,238	6 ,761,791		△ 17,238	27繰出金	△ 17,238	1介護保険事業特別 会計繰出金 人件費 △ 17,238
8 国民健康保 険費	2 ,404,394	△ 4,524	2 ,399,870		△ 4,524	27繰出金	△ 4,524	1国民健康保険事業 △ 4,524 特別会計繰出金 (1) 人件費 △ 5,524 (2) 事業費 1,000
計	29 ,199,313	△ 39,203	29 ,160,110	国 △ 5,731 他 21,976	△ 55,448			

款 3 民生費 項 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1 児童福祉総 務費	,250,445	84,649	,335,094	国	53,313	1報酬	4,060	1児童福祉一般管理 費 人件費 2私立保育所等補助 事業費 3子育て支援事業費 人件費 4児童手当事務事業 費	644 69,156 741 14,108
				県			△ 243		
				他			△ 2,219		
							△ 403		
							190		
							14,108		
							49,925		
							19,231		
2 児童措置費	,833,172	108,013	,941,185	国	104,478	19扶助費	2,557	1助産施設事業費 2私立保育所等管理 運営費 3子育て世帯への臨 時特別給付金支給 事業費	2,557 94,943 10,513
				県		22償還金利子 及び割引料	105,456		
4 障害児福祉 費	,245,871	207,362	,453,233	国	51,841	19扶助費	207,362	1障害児通所給付事 業費	207,362
5 保育所費	,859,033	△ 165,588	,693,445	他	△ 165,281	1報酬	△ 29,637	1市立保育所管理運 営費 人件費 2病児・病後児保育 事業費	△ 182,579 16,991
						2給料	△ 63,759		
						3職員手当等	△ 47,702		
						4共済費	△ 32,477		
						8旅費	△ 9,004		
						22償還金利子 及び割引料	16,991		

款 3 民生費 項 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
6 児童養護施設費	229,140	△ 2,136	227,004		△ 2,136	2給料	△ 941	1児童養護施設事業 △ 2,136 費 人件費
						3職員手当等	△ 1,195	
計	29 ,839,966	232,300	30 ,072,266	国 132,027 県 58,361 他 △ 303	42,215			

款 3 民生費 項 3 生活保護費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 生活保護総務費	396,734	△ 8,726	388,008		△ 8,726	2給料	△ 3,827	1生活保護事務費 △ 8,726 人件費
						3職員手当等	△ 4,465	
						4共済費	△ 434	
2 扶助費	3 ,965,379	537,083	4 ,502,462	国 402,811	134,272	19扶助費	537,083	1生活保護事業費 537,083
計	4 ,362,113	528,357	4 ,890,470	国 402,811	125,546			

款 3 民生費 項 4 市民生活費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 市民生活総務費	265,024	3,150	268,174		3,150	2給料	1,728	1市民生活一般管理 3,150 費 人件費
						3職員手当等	774	
						4共済費	648	
計	403,213	3,150	406,363		3,150			

款 3 民生費 項 5 青少年女性費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 青少年女性 費	100,429	△ 10,893	89,536	他 4	△ 10,897	1報酬	1,348	1青少年女性一般管 理費 人件費 △ 10,893
						2給料	△ 6,947	
						3職員手当等	△ 3,260	
						4共済費	△ 2,095	
						8旅費	61	
2 少年指導セ ンター費	18,895	2,041	20,936	他 3	2,038	1報酬	773	1非行防止推進事業 費 人件費 2,041
						2給料	7	
						3職員手当等	590	
						4共済費	484	
						8旅費	187	
計	119,324	△ 8,852	110,472	他 7	△ 8,859			
合計	63 ,928,930	715,752	64 ,644,682	国 529,107 県 58,361 他 21,680	106,604			

款 4 衛生費 項 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 保健衛生総 務費	720,969	68,065	789,034		68,065	1報酬	3,841	1保健衛生一般管理 費 人件費 68,065
						2給料	28,200	
						3職員手当等	26,638	
						4共済費	9,185	

款 4 衛生費 項 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
						8旅費	201	
2 母子保健事 業費	773,661	51,710	825,371	国 10,000 他 5	41,705	1報酬	1,541	1母子保健一般管理 △ 3,433 費 人件費 2切れ目ない子育て 55,143 支援体制構築事業 費
						2給料	△ 2,782	
						3職員手当等	△ 1,526	
						4共済費	△ 721	
						8旅費	55	
						12委託料	10,000	
						22償還金利息 及び割引料	45,143	
5 予防費	2 ,112,524	2 ,029,524	4 ,142,048	国 1 ,868,109	161,415	1報酬	13,180	2 1感染症事業費 ,029,524
						3職員手当等	8,707	
						4共済費	1,758	
						7報償費	39,600	
						8旅費	338	
						10需用費	48,192	
						11役務費	49,363	
						12委託料	1 ,660,603	
						13使用料及び 賃借料	2,344	
						17備品購入費	3,747	

款 4 衛生費 項 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
						19扶助費	201,692	
7 衛生検査費	55,332	753	56,085		753	1報酬	753	1狂犬病予防費 人件費 753
9 看護専門学校費	112,627	7,355	119,982		7,355	2給料	4,468	1管理運営事務費 人件費 7,355
						3職員手当等	1,394	
						4共済費	1,493	
10 診療所費	39,225	△ 7,453	31,772		△ 7,453	27繰出金	△ 7,453	1まちなか診療所事 業特別会計繰出金 人件費 △ 7,453
計	5 ,603,233	2 ,149,954	7 ,753,187	国 1 他 5	1 ,878,109		271,840	

款 4 衛生費 項 2 環境衛生費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 環境衛生総 務費	1 ,971,659	△ 9,513	1 ,962,146		14 他	14	△ 9,527	1環境衛生一般管理 費 人件費 △ 9,513
						1報酬	3,901	
						2給料	△ 5,089	
						3職員手当等	△ 6,731	
						4共済費	△ 1,125	
						8旅費	406	
4 し尿処理費	489,456	968	490,424		2 他	966		1つばき園費 人件費 968
						1報酬	773	
						3職員手当等	164	

款 4 衛生費 項 2 環境衛生費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
						4共済費	1	
						8旅費	30	
5 生活環境費	3 ,210,568	△ 2,589	3 ,207,979		△ 2,589	1報酬	△ 1,872	1斎場管理費 人件費 △ 2,589
						2給料	345	
						3職員手当等	△ 725	
						4共済費	△ 333	
						8旅費	△ 4	
7 地球温暖化 対策費	180,852	5,000	185,852		5,000	18負担金補助 及び交付金	5,000	1新エネルギー推進 事業費 5,000
計	7 ,058,009	△ 6,134	7 ,051,875	他 16	△ 6,150			
合計	12 ,661,242	2 ,143,820	14 ,805,062	国 1 他 21	265,690			

款 5 労働費 項 1 労働諸費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 労働諸費	669,559	25,374	694,933	県 4,350 他 19,000	2,024	2給料	38	1労政事務費 人件費 574
						3職員手当等	420	2勤労者雇用対策費 5,800 3勤労総合福祉セン ター事業費 19,000
						4共済費	116	
						18負担金補助 及び交付金	5,800	
						20貸付金	19,000	

款 5 労働費 項 1 労働諸費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
計	671,039	25,374	696,413	県 4,350 他 19,000	2,024			

款 6 農林水産業費 項 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 農業委員会 費	102,283	9,014	111,297		9,014	2給料	3,730	1農業委員会運営事 務費 人件費
						3職員手当等	3,086	
						4共済費	2,198	
2 農業総務費	322,172	△ 6,533	315,639	他 △ 12	△ 6,521	1報酬	△ 3,336	1農業総務一般管理 費 人件費
						2給料	△ 1,130	
						3職員手当等	△ 1,138	
						4共済費	△ 816	
						8旅費	△ 113	
5 農業技術特 産振興費	100,559	5,542	106,101		5,542	2給料	3,522	1営農サポートセン ター管理運営費 人件費
						3職員手当等	781	
						4共済費	1,239	
6 山村振興費	338,704	36,641	375,345	他 35,000	1,641	18負担金補助 及び交付金	1,641	1山村振興対策事業 費 (1) 人件費 (2) 事業費
						20貸付金	35,000	
7 公設地方卸 売市場費	128,124	△ 3,480	124,644		△ 3,480	27繰出金	△ 3,480	1公設地方卸売市場 事業特別会計繰出 金 人件費

款 6 農林水産業費 項 1 農業費 (単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
計	1,782,155	41,184	1,823,339	他 34,988	6,196			

款 6 農林水産業費 項 2 農地費 (単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 農地総務費	161,478	16,726	178,204	他 △ 12	16,738	1報酬	△ 3,296	1農地事務費 人件費 16,726
						2給料	11,243	
						3職員手当等	6,213	
						4共済費	2,750	
						8旅費	△ 184	
2 土地改良費	1,150,627	9,812	1,160,439	債 6,200 他 4	3,608	1報酬	1,214	1小規模土地改良事 業費補助金 (1) 人件費 1,632 (2) 事業費 8,180
						3職員手当等	137	
						4共済費	226	
						8旅費	55	
						18負担金補助 及び交付金	8,180	
4 農業集落排 水費	1,006,607	9,553	1,016,160		9,553	27繰出金	9,553	1農業集落排水事業 特別会計繰出金 人件費 9,553
計	2,322,800	36,091	2,358,891	債 6,200 他 △ 8	29,899			

款 6 農林水産業費 項 3 林業費 (単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 林業総務費	124,831	2,814	127,645		2,814	2給料	1,049	1林業事務費 人件費 2,814

款 6 農林水産業費 項 3 林業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
						3職員手当等	1,116	
						4共済費	649	
計	472,729	2,814	475,543		2,814			

款 6 農林水産業費 項 4 水産業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 水産業総務 費	32,919	△ 2,757	30,162		△ 2,757	2給料	△ 1,445	1水産事務費 人件費 △ 2,757
						3職員手当等	△ 1,157	
						4共済費	△ 155	
計	231,331	△ 2,757	228,574		△ 2,757			
合計	4 ,809,015	77,332	4 ,886,347	債 6,200 他 34,980	36,152			

款 7 商工費 項 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 商工総務費	655,033	247,283	902,316	他 293,275	△ 45,992	1報酬	3,296	△ 1商工一般管理事務 費 45,980 人件費
						2給料	△ 23,540	2減債基金費 293,263
						3職員手当等	△ 18,140	
						4共済費	△ 7,760	
						8旅費	164	
						24積立金	293,263	
2 商業振興費	416,241	20,000	436,241	国 18,000	2,000	18負担金補助 及び交付金	20,000	1商店街等活性化推 進費 20,000

款 7 商工費 項 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
7 物産振興費	56,216	5,339	61,555		5,339	18負担金補助 及び交付金	5,339	1岩瀬カナル会館事 業費 人件費 5,339
8 観光振興費	1 514,787	1,821	1 516,608		1,821	18負担金補助 及び交付金	1,821	1立山山麓活性化事 業費 人件費 1,821
9 企業団地造 成費	121,686	6,291	127,977		6,291	27繰出金	6,291	1企業団地造成事業 特別会計繰出金 6,291
計	5 ,038,064	280,734	5 ,318,798	国 18,000 他 293,275	△ 30,541			

款 8 土木費 項 1 土木管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 土木総務費	903,097	136,818	1 ,039,915	債 44,200	92,618	10需用費	47,954	1防災事務費 136,818
						12委託料	56,211	
						17備品購入費	32,653	
計	903,097	136,818	1 ,039,915	債 44,200	92,618			

款 8 土木費 項 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 道路橋りよ う総務費	158,513	6,652	165,165		6,652	2給料	4,023	1道路橋りょう一般 管理費 人件費 6,652
						3職員手当等	963	
						4共済費	1,666	
2 道路維持費	3 ,128,177	8,350	3 ,136,527		8,350	2給料	3,970	1道路維持管理費 人件費 8,350
						3職員手当等	2,543	

款 8 土木費 項 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
						4共済費	1,837	
4 橋りょう維 持費	1 ,342,665	56,738	1 ,399,403		56,738	2給料	△ 2,364	1橋りょう維持補修 事業費 (1) 人件費 △ 3,262 (2) 事業費 60,000
						3職員手当等	△ 369	
						4共済費	△ 529	
						14工事請負費	60,000	
計	6 ,073,574	71,740	6 ,145,314		71,740			

款 8 土木費 項 3 河川水路費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 河川水路総 務費	38,773	△ 4,083	34,690		△ 4,083	2給料	△ 1,660	1河川水路事務費 人件費
						3職員手当等	△ 1,297	
						4共済費	△ 1,126	
計	835,058	△ 4,083	830,975		△ 4,083			

款 8 土木費 項 5 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 都市計画総 務費	861,666	△ 3,959	857,707	他	4 △ 3,963	1報酬	718	1都市計画管理費 人件費
						2給料	620	
						3職員手当等	△ 5,562	
						4共済費	87	
						8旅費	178	

款 8 土木費 項 5 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
3 街路事業費	734,858	△ 2,582	732,276		△ 2,582	2給料	△ 1,036	1街路整備事業費 人件費
						3職員手当等	△ 1,081	
						4共済費	△ 465	
4 公園費	2,517,866	△ 18,201	2,499,665	他	△ 18,196	1報酬	△ 1,314	1公園管理費 人件費
						2給料	△ 2,442	2ファミリーパーク 費
						3職員手当等	△ 1,796	人件費
						4共済費	△ 590	
						8旅費	△ 59	
						18負担金補助 及び交付金	△ 12,000	
7 公共交通対 策費	1,726,934	1,327	1,728,261		1,327	10需用費	1,327	1生活交通対策事業 費
計	13,908,516	△ 23,415	13,885,101	他	△ 1	△ 23,414		

款 8 土木費 項 6 住宅費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 住宅管理費	678,946	△ 35,742	643,204		△ 35,742	2給料	△ 19,653	1市営住宅管理費 人件費
						3職員手当等	△ 10,008	
						4共済費	△ 6,081	
計	723,230	△ 35,742	687,488		△ 35,742			
合計	22,474,004	145,318	22,619,322	債 44,200 他 △ 1	101,119			

款 9 消防費 項 1 消防費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 常備消防費	3 , 799, 722	△ 22, 518	3 , 777, 204		△ 22, 518	2給料	△ 11, 118	1一般事務費 人件費
						3職員手当等	△ 17, 403	
						4共済費	6, 003	
計	4 , 490, 443	△ 22, 518	4 , 467, 925		△ 22, 518			

款10 教育費 項 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
2 事務局費	1 , 245, 024	△ 22, 817	1 , 222, 207		△ 22, 817	2給料	△ 11, 918	1事務局一般管理費 人件費 2学校保健事務費 人件費
						3職員手当等	△ 8, 606	
						4共済費	△ 2, 854	
						18負担金補助 及び交付金	561	
5 教育センター 費	141, 021	5, 329	146, 350	他	5 5, 324	1報酬	1, 561	1教育センター管理 運営事務費 人件費
						2給料	2, 415	
						3職員手当等	52	
						4共済費	1, 098	
						8旅費	203	
6 野外教育活 動センター 費	84, 561	12, 418	96, 979		12, 418	2給料	△ 152	1野外教育活動セン ター管理運営事務 費 人件費
						3職員手当等	338	
						4共済費	74	

款10 教育費 項 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
						18負担金補助 及び交付金	12,158	
計	1 ,882,430	△ 5,070	1 ,877,360	他 5	△ 5,075			

款10 教育費 項 2 小学校費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 学校管理費	3 ,606,365	37,857	3 ,644,222	国 8,100 他 △ 18	29,775	1報酬 2給料 3職員手当等 4共済費 8旅費 12委託料 17備品購入費	3,951 2,807 △ 6,940 △ 1,536 △ 1,525 33,000 8,100	1総務学校管理事務 費 人件費 2統合校の新設事業 費 3新型コロナウイルス 感染症対策事業 費
計	7 ,919,213	37,857	7 ,957,070	国 8,100 他 △ 18	29,775			

款10 教育費 項 3 中学校費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 学校管理費	4 ,777,547	△ 44	4 ,777,503	国 3,250 他 △ 4	△ 3,290	1報酬 2給料 3職員手当等 4共済費 8旅費	2,580 △ 11,590 △ 8,014 △ 4,260 △ 1,010	1総務学校管理事務 費 人件費 2統合校の新設事業 費 3新型コロナウイルス 感染症対策事業 費
								△ 22,294 19,000 3,250

款10 教育費 項 3 中学校費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
						12委託料	19,000	
						17備品購入費	3,250	
4 給食センター費	460,997	967	461,964	他 2	965	1報酬	773	1給食センター管理 事務費 人件費 967
						3職員手当等	93	
						4共済費	132	
						8旅費	△ 31	
計	8 ,257,459	923	8 ,258,382	国 3,250 他 △ 2	△ 2,325			

款10 教育費 項 4 幼稚園費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 幼稚園費	536,248	△ 34,908	501,340	他 △ 66	△ 34,842	1報酬	△ 14,634	1総務事務費 人件費 △ 34,908
						2給料	△ 5,815	
						3職員手当等	△ 8,746	
						4共済費	△ 4,214	
						8旅費	△ 1,499	
計	536,248	△ 34,908	501,340	他 △ 66	△ 34,842			

款10 教育費 項 5 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 社会教育総務費	228,079	1,464	229,543		1,464	2給料	995	1一般管理事務費 人件費 1,464
						3職員手当等	△ 158	

款10 教育費 項 5 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
						4共済費	627	
2 文化費	148,642	900	149,542		900	12委託料	900	1猪谷関所館管理運 営費 900
3 公民館費	820,997	△ 8,044	812,953	他 △ 39	△ 8,005	1報酬	△ 1,824	1管理運営事務費 人件費 △ 8,044
						3職員手当等	△ 2,974	
						4共済費	△ 2,874	
						8旅費	△ 372	
4 郷土博物館 費	103,881	1,814	105,695		1,814	1報酬	183	1管理運営事務費 人件費 1,814
						2給料	179	
						3職員手当等	1,169	
						4共済費	283	
5 民俗民芸村 費	168,681	14,347	183,028	他 △ 5	14,352	1報酬	△ 1,115	1管理運営事務費 人件費 14,347
						2給料	9,233	
						3職員手当等	3,834	
						4共済費	2,629	
						8旅費	△ 234	
6 図書館費	767,702	13,294	780,996		13,294	2給料	6,893	1管理運営事務費 人件費 13,294
						3職員手当等	4,218	
						4共済費	2,183	

款10 教育費 項 5 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
7 科学博物館 費	239,207	3,168	242,375		3,168	2給料	1,564	1管理運営事務費 人件費 3,168
						3職員手当等	808	
						4共済費	796	
8 市民学習セ ンター費	225,115	5,092	230,207	他 △ 12	5,104	1報酬	△ 3,302	1管理運営事務費 人件費 296 2大沢野生涯学習セ ンター管理運営費 人件費 4,796
						2給料	4,967	
						3職員手当等	2,395	
						4共済費	1,032	
計	2 ,702,304	32,035	2 ,734,339	他 △ 56	32,091			
合計	21 ,297,654	30,837	21 ,328,491	国 11,350 他 △ 137	19,624			

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分	職員数 (人)	給 与 費						共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 〔年間支給率 (月分)〕	地域手当 (千円)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)				
補 正 後	長 等	3		34,332	11,065 (3.25)		134	45,531	7,000	52,531	通勤手当 134
	議 員	38	274,600		92,524 (3.25)			367,124	87,092	454,216	
	その他の 特別職	85	37,756	24,300	9,053 (3.25)		267	71,376	6,331	77,707	通勤手当 267
	計	126	312,356	58,632	112,642		401	484,031	100,423	584,454	通勤手当 401
補 正 前	長 等	3		34,332	11,480 (3.35)		134	45,946	6,924	52,870	通勤手当 134
	議 員	38	274,600		95,854 (3.35)			370,454	87,092	457,546	
	その他の 特別職	85	37,756	24,300	9,346 (3.35)		328	71,730	6,370	78,100	通勤手当 328
	計	126	312,356	58,632	116,680		462	488,130	100,386	588,516	通勤手当 462
比 較	長 等				△ 415			△ 415	76	△ 339	
	議 員				△ 3,330			△ 3,330		△ 3,330	
	その他の 特別職				△ 293		△ 61	△ 354	△ 39	△ 393	通勤手当 △61
	計				△ 4,038		△ 61	△ 4,099	37	△ 4,062	通勤手当 △61

2 一 般 職 (会計年度任用職員以外の職員)

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(53) 3,008		10,947,535	7,893,492	18,841,027	3,554,481	22,395,508	
補正前	(55) 3,076		11,229,156	8,081,408	19,310,564	3,599,097	22,909,661	
比 較	(△ 2) △ 68		△ 281,621	△ 187,916	△ 469,537	△ 44,616	△ 514,153	

※ () 内は、短時間勤務職員数で外教

職員手当 の 内 訳	区 分	管 理 職 当 手 当 (千円)	初任給 調 整 手 当 (千円)	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任 手 当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)
	補正後	318,607	10,506	275,998	350,400	155,613	244,778		93,931
	補正前	281,198	10,507	272,148	357,678	149,661	259,119		91,533
	比 較	37,409	△ 1	3,850	△ 7,278	5,952	△ 14,341		2,398
	区 分	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	管理職員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)
	補正後	881,551	187,751	71	6,876	2,431,723	1,918,218	2,360	1,015,109
	補正前	895,082	187,751	102	1,800	2,610,078	1,947,518	2,124	1,015,109
比 較	△ 13,531		△ 31	5,076	△ 178,355	△ 29,300	236		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考	
給 料	△ 281,621	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	△ 281,621		
職員手当	△ 187,916	制度改正に伴う増減分	△ 152,783	期末手当 △ 152,783	支給割合の引下げ
		その他の増減分	△ 35,133		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		一般職	技能職	消防職	教育職	医療職
令和3年10月1日現在	平均給料月額(円)	307,827	282,925	307,875	441,233	526,060
	平均年齢(歳)	39.8	48.3	38.3	51.10	51.10
令和2年10月1日現在	平均給料月額(円)	307,343	282,749	305,841	438,700	549,625
	平均年齢(歳)	39.7	48.4	37.11	50.10	54.3

イ 初任給

区 分	一般職 (円)	技能職 (円)	消防職 (円)	教育職 (円)	医療職 (円)
高校卒	154,900	152,700	176,500		
大学卒	188,700		215,800	202,300	274,500

ウ 級 別 職 員 数

区 分		一 般 職		技 能 職		消 防 職		教 育 職		医 療 職	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令和3年10月1日現在	10級					1	0.2				
	9級	9	0.4								
	8級	15	0.7			5	1.1				
	7級	52	2.4			11	2.3				
	6級	294	13.7			11	2.3				
	5級	202	9.5			24	5.1	1	33.3		
	4級	375	17.5	218	62.5	(7) 66	(70.0) 14.1			3	60.0
	3級	(28) 558	(100.0) 26.0	(15) 85	(100.0) 24.3	(3) 140	(30.0) 29.9	2	66.7	1	20.0
	2級	283	13.2	7	2.0	67	14.3			1	20.0
	1級	356	16.6	39	11.2	144	30.7				
	計	(28) 2,144	(100.0) 100.0	(15) 349	(100.0) 100.0	(10) 469	(100.0) 100.0			3 100.0	5 100.0
令和2年10月1日現在	10級										
	9級	9	0.4			1	0.2				
	8級	11	0.5			6	1.3				
	7級	58	2.8			6	1.3				
	6級	281	13.4			15	3.2				
	5級	195	9.3			21	4.5	1	33.3		
	4級	368	17.6	213	59.7	(9) 66	(75.0) 14.2			3	75.0
	3級	(42) 545	(100.0) 26.1	(15) 105	(100.0) 29.4	(3) 136	(25.0) 29.1	2	66.7	1	25.0
	2級	263	12.6	5	1.4	73	15.6				
	1級	362	17.3	34	9.5	143	30.6				
	計	(42) 2,092	(100.0) 100.0	(15) 357	(100.0) 100.0	(12) 467	(100.0) 100.0			3 100.0	4 100.0

※ () 内は、短時間勤務職員で外数

エ 期 末 手 当 ・ 勤 勉 手 当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	1 2 月 (月分)			
補 正 後	(1.175)	(1.075)	(2.25)	有	
	2.225	2.075	4.3		
補 正 前	(1.175)	(1.175)	(2.35)	有	
	2.225	2.225	4.45		
国 の 制 度	(1.175)	(1.175)	(2.35)	有	
	2.225	2.225	4.45		

※ () 内は、再任用職員の標準的な支給率

オ 定年退職及び勲奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	退職手当の調整額 (0円～65,000円)×60月 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	退職手当の調整額 (0円～95,400円)×60月 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	

カ 地 域 手 当

支 給 対 象 地 域	富 山 市 内 (医療職給料表適用者を除く)	富 山 市 内 (医療職給料表適用者)
支 給 率 (%)	3	16
支給対象職員数 (人)	3,056	5
国の指定基準に 基づく支給率 (%)	3	16

キ 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		一 般 職	技 能 職
給料総額に対する比率 (%)	0.9	0.3	2.3
支給対象職員の比率 (令和3年10月1日現在) (%)	36.0	25.2	36.0
代表的な特殊勤務手当の名称	清掃業務手当、介護・保育等業務手当、消防業務手当		

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶養手当	異なる	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に対する加算額 月額 5,200円
住居手当	異なる	借家・借間居住者基礎控除額 12,000円
通勤手当	異なる	交通用具使用者 月額 2,600円～24,200円

3 一 般 職 (会計年度任用職員)

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(1,627)	2,459,456		497,995	2,957,451	421,598	3,379,049	
補 正 前	(1,665)	2,481,105		513,608	2,994,713	449,562	3,444,275	
比 較	(△ 38)	△ 21,649		△ 15,613	△ 37,262	△ 27,964	△ 65,226	

※ () 内は、第1号会計年度任用職員数で外数

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)
	補 正 後	497,995
	補 正 前	513,608
	比 較	△ 15,613

(2) 報酬及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
報 酬	△ 21,649	その他の増減分	△ 21,649	報酬 △ 21,649
職 員 手 当	△ 15,613	その他の増減分	△ 15,613	期末手当 △ 15,613

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書の補正

過年度議決済に係る分（変更）

（単位 千円）

款	項	事業名		全 体 計 画			前前年度末までの支出額	前年度末までの支出（見込）額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降支出予定額	継続費の総額に対する進捗率(%)					
				年度	年割額	左 の 財 源 内 訳											
						特 定 財 源							一 般 財 源				
8	2	土 道	路	補正前の額	40,000	国（県）支出金 22,000 地方債 16,200	1,800		40,000	40,000		7.8					
				補正額		令和元											
				補正後の額		40,000							国（県）支出金 22,000 地方債 16,200	1,800	40,000	40,000	7.0
				補正前の額	200,000	国（県）支出金 108,900 地方債 80,100	11,000		200,000	200,000	39.2						
				補正額		令和2											
				補正後の額		200,000						国（県）支出金 108,900 地方債 80,100	11,000	200,000	200,000	35.1	
				補正前の額	205,000	国（県）支出金 110,000 地方債 81,000	14,000		205,000	205,000	40.2						
				補正額		令和3						60,000	60,000	60,000	60,000		
				補正後の額		265,000						国（県）支出金 110,000 地方債 81,000	74,000	265,000	265,000	46.5	
				補正前の額	65,000	国（県）支出金 33,000 地方債 24,300	7,700				65,000						
				補正額		令和4											
				補正後の額		65,000						国（県）支出金 33,000 地方債 24,300	7,700			65,000	

橋りょう修費
維持補修費
（八田橋撤去）

(単位 千円)

款	項	事業名		全 体 計 画				前前年度末までの支出額	前年度末までの支出(見込)額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降支出予定額	継続費の総額に対する進捗率(%)	
				年度	年割額	左の財源内訳								
						特定財源	一般財源							
8	2	りよ 橋維持補修 事業(田橋撤去)	補正前の額	計	510,000	国(県)支出金 273,900 地方債 201,600	34,500	240,000	205,000	445,000	65,000	87.2		
			補正額		60,000		60,000						60,000	60,000
			補正後の額		570,000	国(県)支出金 273,900 地方債 201,600	94,500						240,000	265,000

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書の補正

当該年度提出に係る分（追加）

（単位 千円）

事 項	限度額	2年度末までの 支出（見込）額		3年度以降の 支出予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源	一般財源
認知症高齢者等お でかけあんしん損 害保険事業保険料 （令和3年度分）	974			令和3年度 ～ 令和4年度	974		974
富山駅北自転車駐 車場防犯システム 機械警備業務委託 費 （令和3年度分）	792			令和4年度	792		792
リフレッシュ事業 費 （令和3年度分）	70,000			令和3年度 ～ 令和4年度	70,000	国 13,200	56,800
市道整備事業費 （令和3年度分）	163,200			令和3年度 ～ 令和4年度	163,200	国 43,550	119,650
河川水路整備事業 費 （令和3年度分）	66,000			令和3年度 ～ 令和4年度	66,000	国 22,000 県 22,000	22,000
浸水対策事業費 （令和3年度分）	20,000			令和3年度 ～ 令和4年度	20,000	国 10,000	10,000

地方債の現在高の見込みに関する調書の補正

(単位 千円)

区 分	3年度中増減見込み			3年度末現在高見込額		
	3年度中起債見込額			補正前の額	補正額	補正後の額
	補正前の額	補正額	補正後の額			
1 普通債	19,478,800	313,600	19,792,400	156,069,343	313,600	156,382,943
(1)土 木	4,114,300	44,200	4,158,500	64,336,460	44,200	64,380,660
(2)農林水産	491,200	6,200	497,400	5,354,708	6,200	5,360,908
(8)その他	3,474,400	263,200	3,737,600	12,289,854	263,200	12,553,054
合 計	29,516,700	313,600	29,830,300	247,803,045	313,600	248,116,645

後期高齢者医療事業特別会計

議案第 1 9 4 号

令和 3 年度富山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度富山市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9 7 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1 , 1 6 0 , 3 5 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 1 2 月 1 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		6,345,765	△ 975	6,344,790
	1 一般会計繰入金	6,345,765	△ 975	6,344,790
歳入合計		11,161,331	△ 975	11,160,356

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		132,086	△ 975	131,111
	1 総務管理費	115,063	△ 976	114,087
	2 徴収費	17,023	1	17,024
歳 出 合 計		11,161,331	△ 975	11,160,356

歳入歳出予算事項別明細書

1 歳 入

款 2 繰入金 項 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 事務費繰入 金	355,224	△ 975	354,249	1事務費繰入 金	△ 975	1事務費繰入金 △ 975
計	6 ,345,765	△ 975	6 ,344,790			

2 歳 出

款 1 総務費 項 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 一般管理費	115,063	△ 976	114,087	他 △ 976		1報酬	1,336	1一般管理費 人件費 △ 976
						2給料	△ 3,337	
						3職員手当等	1,439	
						4共済費	△ 414	
計	115,063	△ 976	114,087	他 △ 976				

款 1 総務費 項 2 徴収費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 徴収費	17,023	1	17,024	他 1		3職員手当等	1	1保険料徴収事務費 人件費 1
計	17,023	1	17,024	他 1				
合計	132,086	△ 975	131,111	他 △ 975				

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職 (会計年度任用職員以外の職員)

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	5		13,039	9,668	22,707	4,299	27,006	
補正前	5		16,376	8,604	24,980	4,975	29,955	
比 較			△ 3,337	1,064	△ 2,273	△ 676	△ 2,949	

職員手当 の内訳	区 分	管 理 職 手 当 (千円)	初任給 調 整 手 当 (千円)	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任 手 当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)
	補正後			130	395	50	490		17
	補正前			120	495		484		17
	比 較			10	△ 100	50	6		
職員手当 の内訳	区 分	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 当 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)
	補正後	3,510				2,934	2,142		
	補正前	982				3,728	2,778		
	比 較	2,528				△ 794	△ 636		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考	
給 料	△ 3,337	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	△ 3,337		
職員手当	1,064	制度改正に伴う増減分	△ 170	期 末 手 当 △ 170	支給割合の引下げ
		その他の増減分	1,234		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		一 般 職
令和3年10月1日現在	平均給料月額(円)	261,940
	平均年齢(歳)	36.1
令和2年10月1日現在	平均給料月額(円)	264,360
	平均年齢(歳)	34.9

イ 級別職員数

区 分		一 般 職		区 分		一 般 職	
		職員数 (人)	構成比 (%)			職員数 (人)	構成比 (%)
令和3年10月1日現在	9級			令和3年10月1日現在	9級		
	8級				8級		
	7級				7級		
	6級				6級		
	5級				5級		
	4級	1	20.0		4級	1	20.0
	3級	2	40.0		3級	1	20.0
	2級				2級	2	40.0
	1級	2	40.0		1級	1	20.0
計	5	100.0	計	5	100.0		

ウ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	1 2月 (月分)			
補正後	2.225	2.075	4.3	有	
補正前	2.225	2.225	4.45	有	
国の制度	2.225	2.225	4.45	有	

エ 地域手当

支給対象地域	富山市内
支給率 (%)	3
支給対象職員数 (人)	5
国の指定基準に基づく支給率 (%)	3

オ 特殊勤務手当

区 分	一般職
給料総額に対する比率 (%)	0.1
支給対象職員の比率 (令和3年10月1日現在) (%)	0.0
代表的な特殊勤務手当の名称	市税等賦課・徴収手当

カ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	異なる	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に対する加算額 月額 5,200円
住居手当	異なる	借家・借間居住者基礎控除額 12,000円
通勤手当	異なる	交通用具使用者 月額 2,600円～24,200円

2 一 般 職 (会計年度任用職員)

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(4)	5,086		1,086	6,172	1,081	7,253	
補 正 前	(3)	3,750		830	4,580	819	5,399	
比 較	(1)	1,336		256	1,592	262	1,854	

※ () 内は、第1号会計年度任用職員数で外数

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)
	補 正 後	1,086
	補 正 前	830
	比 較	256

(2) 報酬及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
報 酬	1,336	その他の増減分	1,336	報酬 1,336
職 員 手 当	256	その他の増減分	256	期末手当 256

まちなか診療所事業特別会計

議案第 1 9 5 号

令和 3 年度 富山市 まちなか診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度 富山市の まちなか診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 7, 4 5 0 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 2 3, 7 9 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 1 2 月 1 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		39,471	△ 7,453	32,018
	1 一般会計繰入金	39,471	△ 7,453	32,018
5 諸収入		1	3	4
	1 雑入	1	3	4
歳入合計		131,248	△ 7,450	123,798

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		113,502	△ 7,450	106,052
	1 施設管理費	113,502	△ 7,450	106,052
歳 出	合 計	131,248	△ 7,450	123,798

歳入歳出予算事項別明細書

1 歳 入

款 4 繰入金 項 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 一般会計繰 入金	39,471	△ 7,453	32,018	1一般会計繰 入金	△ 7,453	1一般会計繰入金 △ 7,453
計	39,471	△ 7,453	32,018			

款 5 諸収入 項 1 雑入

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 雑入	1	3	4	1雑入	3	1雇用保険料戻入金 3
計	1	3	4			

2 歳 出

款 1 総務費 項 1 施設管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 一般管理費	113,502	△ 7,450	106,052	他 △ 7,450		1報酬	879	1一般管理費 人件費 △ 7,450
						2給料	△ 4,655	
						3職員手当等	△ 2,363	
						4共済費	△ 1,372	
						8旅費	61	
計	113,502	△ 7,450	106,052	他 △ 7,450				

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職 (会計年度任用職員以外の職員)

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	9		39,230	38,751	77,981	13,420	91,401	
補正前	10		43,885	41,546	85,431	14,978	100,409	
比 較	△ 1		△ 4,655	△ 2,795	△ 7,450	△ 1,558	△ 9,008	

職員手当 の内訳	区 分	管 理 職 手 当 (千円)	初任給 調 整 手 当 (千円)	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任 手 当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)
	補正後	2,405	11,031	688	3,767		717		2,879
	補正前	1,604	11,031	678	3,746			761	2,658
	比 較	801		10	21		△ 44		221
	区 分	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 当 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)
	補正後	927				9,155	7,182		
	補正前	1,978				10,939	8,151		
比 較	△ 1,051				△ 1,784	△ 969			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考	
給 料	△ 4,655	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	△ 4,655		
職員手当	△ 2,795	制度改正に伴う増減分	△ 535	期 末 手 当 △ 535	支給割合の引下げ
		その他の増減分	△ 2,260		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給料（給与改定後の額で算出）

区 分		一 般 職	医 療 職
令和3年10月1日現在	平均給料月額（円）	313,233	453,300
	平均年齢（歳）	41.5	47.10
令和2年10月1日現在	平均給料月額（円）	313,414	420,725
	平均年齢（歳）	41.5	43.3

イ 級別職員数

区分		一般職		医療職		区分		一般職		医療職	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)			職員数 (人)	構成比 (%)		
令和3年10月1日現在	9級					令和2年10月1日現在	9級				
	8級						8級				
	7級						7級				
	6級						6級				
	5級						5級	1	14.3		
	4級	3	49.9				4級	1	14.3		
	3級	1	16.7	3	100.0		3級	4	57.1	2	50.0
	2級	1	16.7				2級			1	25.0
	1級	1	16.7				1級	1	14.3	1	25.0
計	6	100.0	3	100.0	計	7	100.0	4	100.0		

ウ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	2.225	2.075	4.3	有	
補正前	2.225	2.225	4.45	有	
国の制度	2.225	2.225	4.45	有	

エ 地域手当

支給対象地域	富山市内 (医療職給料表適用者を除く)	富山市内 (医療職給料表適用者)
支給率 (%)	3	16
支給対象職員数 (人)	6	3
国の指定基準に基づく支給率 (%)	3	16

オ 特殊勤務手当

区 分	全職種	一般職	医療職
給料総額に対する比率 (%)	6.8	0.3	15.8
支給対象職員の比率 (令和3年10月1日現在) (%)	66.7	50.0	100.0
代表的な特殊勤務手当の名称	医療・保健業務手当、夜間診療等業務手当		

カ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	異なる	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に対する加算額 月額 5,200円
住居手当	異なる	借家・借間居住者基礎控除額 12,000円
通勤手当	異なる	交通用具使用者 月額 2,600円～24,200円

2 一 般 職 (会計年度任用職員)

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(2)	879		172	1,051	186	1,237	
補 正 前								
比 較	(2)	879		172	1,051	186	1,237	

※ () 内は、第1号会計年度任用職員数で外数

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)
	補 正 後	172
	補 正 前	
	比 較	172

(2) 報酬及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
報 酬	879	その他の増減分	879 報酬	879
職 員 手 当	172	その他の増減分	172 期末手当	172

介護保険事業特別会計

議案第196号

令和3年度富山市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度富山市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ17,238千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,806,674千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月1日提出

富山市長 藤井 裕久

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		7,007,291	△ 17,238	6,990,053
	1 一般会計繰入金	6,779,029	△ 17,238	6,761,791
歳入合計		45,823,912	△ 17,238	45,806,674

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		809,730	△ 17,238	792,492
	1 総務管理費	382,541	△ 17,238	365,303
歳 出	合 計	45,823,912	△ 17,238	45,806,674

歳入歳出予算事項別明細書

1 歳 入

款 7 繰入金 項 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
4 その他一般 会計繰入金	809,628	△ 17,238	792,390	1職員給与費 等繰入金	△ 17,238	1職員給与費等繰入金 △ 17,238
計	6 ,779,029	△ 17,238	6 ,761,791			
合計	7 ,007,291	△ 17,238	6 ,990,053			

2 歳 出

款 1 総務費 項 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 一般管理費	382,541	△ 17,238	365,303	他 △ 17,238			△	1一般管理事務費 人件費 △ 17,238
						2給料	12,562	
						3職員手当等	△ 2,047	
						4共済費	△ 2,629	
計	382,541	△ 17,238	365,303	他 △ 17,238				
合計	809,730	△ 17,238	792,492	他 △ 17,238				

給 与 費 明 細 書

一 般 職 (会計年度任用職員以外の職員)

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	39		125,634	83,457	209,091	40,582	249,673	
補正前	40		138,196	85,459	223,655	43,211	266,866	
比 較	△ 1		△ 12,562	△ 2,002	△ 14,564	△ 2,629	△ 17,193	

職員手当 の内訳	区 分	管 理 職 当 手 (千円)	初任給 調 整 手 当 (千円)	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任 手 当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)
	補正後	2,044		1,164	3,863	1,070	4,263		
	補正前	2,044		996	4,238	2,232	3,915		
	比 較			168	△ 375	△ 1,162	348		
職員手当 の内訳	区 分	超 過 勤 務 当 手 (千円)	休 日 給 (千円)	宿 日 直 当 手 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 当 手 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 当 手 (千円)	退 職 手 当 (千円)
	補正後	23,000	169			27,165	20,719		
	補正前	16,000	200			31,994	23,840		
	比 較	7,000	△ 31			△ 4,829	△ 3,121		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	△ 12,562	給与改定に伴う増減分 0		
		昇給に伴う増加分 0		
		その他の増減分 △ 12,562		
職員手当	△ 2,002	制度改正に伴う増減分 △ 1,659	期 末 手 当 △ 1,659	支給割合の引下げ
		その他の増減分 △ 343		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		一 般 職
令和3年10月1日現在	平均給料月額(円)	280,877
	平均年齢(歳)	35.2
令和2年10月1日現在	平均給料月額(円)	278,700
	平均年齢(歳)	34.11

イ 級別職員数

区 分		一 般 職		区 分		一 般 職	
		職員数 (人)	構成比 (%)			職員数 (人)	構成比 (%)
令和3年10月1日現在	9級			令和2年10月1日現在	9級		
	8級				8級		
	7級				7級		
	6級	3	7.7		6級	3	7.5
	5級	4	10.3		5級	4	10.0
	4級	3	7.7		4級	3	7.5
	3級	14	35.8		3級	14	35.0
	2級	4	10.3		2級	4	10.0
	1級	11	28.2		1級	12	30.0
計	39	100.0	計	40	100.0		

ウ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	1 2月 (月分)			
補正後	2.225	2.075	4.3	有	
補正前	2.225	2.225	4.45	有	
国の制度	2.225	2.225	4.45	有	

エ 地域手当

支給対象地域	富山市内
支給率 (%)	3
支給対象職員数 (人)	39
国の指定基準に基づく支給率 (%)	3

オ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	異なる	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に対する加算額 月額 5,200円
住居手当	異なる	借家・借間居住者基礎控除額 12,000円
通勤手当	異なる	交通用具使用者 月額 2,600円～24,200円

国民健康保険事業特別会計

議案第 1 9 7 号

令和 3 年度富山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
令和 3 年度富山市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3, 9 0 0 千円を
減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 3, 7 9 9, 4
4 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」に
よる。

令和 3 年 1 2 月 1 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		6,012,925	624	6,013,549
	1 国民健康保険料	6,012,925	624	6,013,549
5 繰入金		2,843,774	△ 4,524	2,839,250
	1 一般会計繰入金	2,404,394	△ 4,524	2,399,870
歳入合計		33,803,346	△ 3,900	33,799,446

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		462,477	△ 4,524	457,953
	1 総務管理費	397,020	△ 4,524	392,496
4 保健事業費		278,613	624	279,237
	2 保健事業費	67,315	624	67,939
歳 出 合 計		33,803,346	△ 3,900	33,799,446

歳入歳出予算事項別明細書

1 歳 入

款 1 国民健康保険料 項 1 国民健康保険料

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 一般被保険 者国民健康 保険料	6 ,010,920	624	6 ,011,544	1医療給付費 分現年度賦 課分	624	1現年度分 624
計	6 ,012,925	624	6 ,013,549			

款 5 繰入金 項 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 一般会計繰 入金	2 ,404,394	△ 4,524	2 ,399,870	3職員給与費 等繰入金	△ 4,524	1職員給与費等繰入金 △ 4,524
計	2 ,404,394	△ 4,524	2 ,399,870			
合計	2 ,843,774	△ 4,524	2 ,839,250			

2 歳 出

款 1 総務費 項 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 一般管理費	393,264	△ 4,524	388,740	他 △ 4,524		2給料	△ 6,045	1一般管理費 △ 4,524 (1) 人件費 △ 5,524 (2) 事業費 1,000
						3職員手当等	2,146	
						4共済費	△ 1,625	
						12委託料	1,000	
計	397,020	△ 4,524	392,496	他 △ 4,524				
合計	462,477	△ 4,524	457,953	他 △ 4,524				

款 4 保健事業費 項 2 保健事業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 保健事業費	67,315	624	67,939	他 624		1報酬	624	1保健事業費 人件費 624
計	67,315	624	67,939	他 624				
合計	278,613	624	279,237	他 624				

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職 (会計年度任用職員以外の職員)

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	29		94,225	61,615	155,840	30,611	186,451	
補正前	29		100,270	59,229	159,499	32,236	191,735	
比 較			△ 6,045	2,386	△ 3,659	△ 1,625	△ 5,284	

職員手当 の内訳	区 分	管 理 職 当 手 当 (千円)	初任給 調 整 手 当 (千円)	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任 手 当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)
	補正後	2,044		1,664	2,937	2,031	2,630		60
	補正前	1,396		2,754	3,135	2,919	2,938		60
	比 較	648		△ 1,090	△ 198	△ 888	△ 308		
職員手当 の内訳	区 分	超 過 勤 務 当 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	宿 日 直 当 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 当 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 当 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)
	補正後	13,831	93			20,362	15,963		
	補正前	5,257				23,391	17,379		
	比 較	8,574	93			△ 3,029	△ 1,416		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考	
給 料	△ 6,045	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	△ 6,045		
職員手当	2,386	制度改正に伴う増減分	△ 1,279	期 末 手 当 △ 1,279	支給割合の引下げ
		その他の増減分	3,665		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		一 般 職
令和3年10月1日現在	平均給料月額(円)	275,331
	平均年齢(歳)	35.11
令和2年10月1日現在	平均給料月額(円)	279,690
	平均年齢(歳)	36.4

イ 級 別 職 員 数

区 分		一 般 職		区 分		一 般 職	
		職員数 (人)	構成比 (%)			職員数 (人)	構成比 (%)
令 和 3 年 10 月 1 日 現 在	9級			令 和 2 年 10 月 1 日 現 在	9級		
	8級				8級		
	7級				7級		
	6級	3	10.3		6級	2	6.9
	5級	1	3.5		5級	2	6.9
	4級	4	13.8		4級	4	13.8
	3級	10	34.5		3級	10	34.5
	2級	4	13.8		2級	6	20.7
	1級	7	24.1		1級	5	17.2
計	29	100.0	計	29	100.0		

ウ 期 末 手 当 ・ 勤 勉 手 当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	1 2 月 (月分)			
補 正 後	(1.175)	(1.075)	(2.25)	有	
	2.225	2.075	4.3		
補 正 前	(1.175)	(1.175)	(2.35)	有	
	2.225	2.225	4.45		
国 の 制 度	(1.175)	(1.175)	(2.35)	有	
	2.225	2.225	4.45		

※ () 内は、再任用職員の標準的な支給率

エ 地域手当

支給対象地域	富山市内
支給率 (%)	3
支給対象職員数 (人)	29
国の指定基準に基づく支給率 (%)	3

オ 特殊勤務手当

区 分	一 般 職
給料総額に対する比率 (%)	0.1
支給対象職員の比率 (令和3年10月1日現在) (%)	0.0
代表的な特殊勤務手当の名称	市税等賦課・徴収手当

カ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶養手当	異なる	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に対する加算額 月額 5,200円
住居手当	異なる	借家・借間居住者基礎控除額 12,000円
通勤手当	異なる	交通用具使用者 月額 2,600円～24,200円

2 一 般 職 (会計年度任用職員)

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(20)	32,166		6,376	38,542	6,567	45,109	
補 正 前	(19)	31,542		6,376	37,918	6,567	44,485	
比 較	(1)	624			624		624	

※ () 内は、第1号会計年度任用職員数で外数

(2) 報酬及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
報 酬	624	その他の増減分	報酬 624	

企業団地造成事業特別会計

議案第198号

令和3年度富山市企業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）
令和3年度富山市の企業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ299,554千円
を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,498,8
66千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」に
よる。

令和3年12月1日提出

富山市長 藤井裕久

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		1,986,830	293,169	2,279,999
	1 財産運用収入	89,577	△ 1,315	88,262
	2 財産売却収入	1,897,253	294,484	2,191,737
2 繰入金		121,686	6,291	127,977
	1 一般会計繰入金	121,686	6,291	127,977
4 諸収入		70,696	94	70,790
	1 雑入	70,696	94	70,790
歳入合計		2,199,312	299,554	2,498,866

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 企業団地造成事業費		109,727	299,554	409,281
	1 企業団地造成事業費	109,727	299,554	409,281
歳 出	合 計	2,199,312	299,554	2,498,866

歳入歳出予算事項別明細書

1 歳 入

款 1 財産収入 項 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 財産貸付収入	89,577	△ 1,315	88,262	1土地貸付収入	△ 1,315	1土地貸付収入 △ 1,315
計	89,577	△ 1,315	88,262			

款 1 財産収入 項 2 財産売払収入

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 不動産売払収入	897,253	294,484	1,191,737	1土地売払収入	294,484	1土地売払収入 294,484
計	897,253	294,484	1,191,737			
合計	986,830	293,169	1,279,999			

款 2 繰入金 項 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	121,686	6,291	127,977	1一般会計繰入金	6,291	1一般会計繰入金 6,291
計	121,686	6,291	127,977			

款 4 諸収入 項 1 雑入

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 雑入	70,696	94	70,790	1雑入	94	1雑入 94
計	70,696	94	70,790			

2 歳 出

款 1 企業団地造成事業費 項 1 企業団地造成事業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 企業団地造 成事業費	20,275	6,291	26,566	他 6,291		22償還金利子 及び割引料	6,291	1企業団地造成事業 費 6,291
2 繰出金	89,452	293,263	382,715	他 293,263		27繰出金	293,263	1一般会計繰出金 293,263
計	109,727	299,554	409,281	他 299,554				

農業集落排水事業特別会計

議案第 1 9 9 号

令和 3 年度富山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
令和 3 年度富山市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9, 5 5 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 3 5 8, 2 8 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 1 2 月 1 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		1,006,607	9,553	1,016,160
	1 一般会計繰入金	1,006,607	9,553	1,016,160
歳入合計		1,348,733	9,553	1,358,286

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業集落排水整備費		442,777	9,553	452,330
	1 管理費	442,777	9,553	452,330
歳 出	合 計	1,348,733	9,553	1,358,286

歳入歳出予算事項別明細書

1 歳 入

款 3 繰入金 項 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 一般会計繰 入金	1 ,006,607	9,553	1 ,016,160	1一般会計繰 入金	9,553	1一般会計繰入金 9,553
計	1 ,006,607	9,553	1 ,016,160			

2 歳 出

款 1 農業集落排水整備費 項 1 管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 管理費	442,777	9,553	452,330	他 9,553		2給料	4,821	1農業集落排水管理 費 人件費
						3職員手当等	3,189	
						4共済費	1,543	
計	442,777	9,553	452,330	他 9,553				

給 与 費 明 細 書

一 般 職 (会計年度任用職員以外の職員)

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	3		13,612	7,828	21,440	4,449	25,889	
補正前	2		8,791	4,699	13,490	2,906	16,396	
比 較	1		4,821	3,129	7,950	1,543	9,493	

職員手当 の内訳	区 分	管 理 職 当 手 (千円)	初任給 調 整 手 当 (千円)	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任 手 当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)
	補正後	648		303	437		256		
	補正前				264		225		
	比 較	648		303	173		31		
	区 分	超 過 勤 務 当 手 (千円)	休 日 給 (千円)	宿 日 直 当 手 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 当 手 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 当 手 (千円)	退 職 手 当 (千円)
	補正後	487	17			3,170	2,510		
	補正前	526				2,111	1,573		
比 較	△ 39	17			1,059	937			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考	
給 料	4,821	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	4,821		
職員手当	3,129	制度改正に伴う増減分	△ 199	期 末 手 当 △ 199	支給割合の引下げ
		その他の増減分	3,328		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		一 般 職
令和3年10月1日現在	平均給料月額(円)	377,267
	平均年齢(歳)	45.8
令和2年10月1日現在	平均給料月額(円)	360,400
	平均年齢(歳)	43.1

イ 級 別 職 員 数

区 分		一 般 職		区 分		一 般 職	
		職員数 (人)	構成比 (%)			職員数 (人)	構成比 (%)
令 和 3 年 10 月 1 日 現 在	9級			令 和 2 年 10 月 1 日 現 在	9級		
	8級				8級		
	7級				7級		
	6級	1	33.3		6級		
	5級	1	33.3		5級	1	50.0
	4級	1	33.4		4級	1	50.0
	3級				3級	(1)	(100)
	2級				2級		
	1級				1級		
計	3	100.0	計	(1) 2	(100) 100.0		

※ () 内は、短時間勤務職員で外数

ウ 期 末 手 当 ・ 勤 勉 手 当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	1 2 月 (月分)			
補 正 後	2.225	2.075	4.3	有	
補 正 前	2.225	2.225	4.45	有	
国 の 制 度	2.225	2.225	4.45	有	

エ 地域手当

支給対象地域	富山市内
支給率 (%)	3
支給対象職員数 (人)	3
国の指定基準に基づく支給率 (%)	3

オ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	異なる	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に対する加算額 月額 5,200円
住居手当	異なる	借家・借間居住者基礎控除額 12,000円
通勤手当	異なる	交通用具使用者 月額 2,600円～24,200円

公設地方卸売市場事業特別会計

議案第 200 号

令和 3 年度富山市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度富山市の公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3, 480 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 318, 441 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 3 年 12 月 1 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		128,124	△ 3,480	124,644
	1 一般会計繰入金	128,124	△ 3,480	124,644
歳入合計		321,921	△ 3,480	318,441

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公設地方卸売市場費		230,894	△ 3,480	227,414
	1 総務管理費	211,894	△ 3,480	208,414
歳 出	合 計	321,921	△ 3,480	318,441

第 2 表 債務負担行為補正

変 更

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
富山市公設地方卸売市場再整備事業費	自令和 5 年度 至令和 35 年度	13,658,470 上記金額に金利 変動及び物価変 動による増減額 並びに消費税及 び地方消費税に よる増減額を加 算した額の範囲 内	自令和 5 年度 至令和 35 年度	14,649,441 上記金額に金利 変動及び物価変 動による増減額 並びに消費税及 び地方消費税に よる増減額を加 算した額の範囲 内

歳入歳出予算事項別明細書

1 歳 入

款 2 繰入金 項 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 一般会計繰 入金	128,124	△ 3,480	124,644	1一般会計繰 入金	△ 3,480	1一般会計繰入金 △ 3,480
計	128,124	△ 3,480	124,644			

2 歳 出

款 1 公設地方卸売市場費 項 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 一般管理費	211,894	△ 3,480	208,414	他 △ 3,480		2給料	△ 1,383	1一般管理費 人件費
						3職員手当等	△ 1,538	
						4共済費	△ 559	
計	211,894	△ 3,480	208,414	他 △ 3,480				
合計	230,894	△ 3,480	227,414	他 △ 3,480				

給 与 費 明 細 書

一 般 職 (会計年度任用職員以外の職員)

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	11		42,723	24,788	67,511	13,733	81,244	
補正前	11		44,106	26,486	70,592	14,292	84,884	
比 較			△ 1,383	△ 1,698	△ 3,081	△ 559	△ 3,640	

職員手当 の内訳	区 分	管 理 職 当 手 (千円)	初任給 調 整 手 当 (千円)	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任 手 当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)
	補正後	2,249		1,517	1,395	336	596		31
	補正前	3,099		1,032	1,448		626		20
	比 較	△ 850		485	△ 53	336	△ 30		11
	区 分	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)
	補正後	1,018				9,642	8,004		
	補正前	1,434				10,375	8,452		
比 較	△ 416				△ 733	△ 448			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考	
給 料	△ 1,383	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	△ 1,383		
職員手当	△ 1,698	制度改正に伴う増減分	△ 616	期 末 手 当 △ 616	支給割合の引下げ
		その他の増減分	△ 1,082		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		一 般 職
令和3年10月1日現在	平均給料月額(円)	322,636
	平均年齢(歳)	40.10
令和2年10月1日現在	平均給料月額(円)	328,918
	平均年齢(歳)	41.4

イ 級別職員数

区 分		一 般 職		区 分		一 般 職	
		職員数 (人)	構成比 (%)			職員数 (人)	構成比 (%)
令和3年10月1日現在	9級			令和2年10月1日現在	9級		
	8級				8級		
	7級	1	9.1		7級	2	18.2
	6級	2	18.2		6級	2	18.2
	5級	2	18.2		5級		
	4級				4級	2	18.2
	3級	4	36.3		3級	3	27.2
	2級				2級		
	1級	2	18.2		1級	2	18.2
計	11	100.0	計	11	100.0		

ウ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	1 2 月 (月分)			
補正後	2.225	2.075	4.3	有	
補正前	2.225	2.225	4.45	有	
国の制度	2.225	2.225	4.45	有	

エ 地域手当

支給対象地域	富山市内
支給率 (%)	3
支給対象職員数 (人)	11
国の指定基準に基づく支給率 (%)	3

オ 特殊勤務手当

区分	一般職
給料総額に対する比率 (%)	0.1
支給対象職員の比率 (令和3年10月1日現在) (%)	18.2
代表的な特殊勤務手当の名称	深夜・早朝勤務手当

カ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	異なる	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に対する加算額 月額 5,200円
住居手当	異なる	借家・借間居住者基礎控除額 12,000円
通勤手当	異なる	交通用具使用者 月額 2,600円～24,200円

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書の補正

当該年度議決済に係る分（変更）

（単位 千円）

事 項	限 度 額		2年度末までの 支出（見込）額		3年度以降の 支出予定額		左の財源内訳	
			期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源	一般財源
富山市公設地方 卸売市場再整備 事業費 (令和3年度分)	補 正 前 の 額	13,658,470 上記金額に金利変動及び物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税による増減額を加算した額の範囲内			令和5年度 ～ 令和35年度	13,658,470	他 13,658,470	
	補 正 額	990,971 上記金額に金利変動及び物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税による増減額を加算した額の範囲内			令和5年度 ～ 令和35年度	990,971	他 990,971	
	補 正 後 の 額	14,649,441 上記金額に金利変動及び物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税による増減額を加算した額の範囲内			令和5年度 ～ 令和35年度	14,649,441	他 14,649,441	

水 道 事 業 会 計

議案第 2 0 1 号

令和 3 年度富山市水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 3 年度富山市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 3 年度富山市水道事業会計予算第 9 条を第 1 0 条とし、第 5 条から第 8 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（債務負担行為）

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
配 水 施 設 費	自令和 3 年度 至令和 4 年度	430,000 千円

令和 3 年 1 2 月 1 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

債務負担行為に関する調書

当該年度提出に係る分(追加)

(単位 千円)

事 項	限度額	2年度末までの 支払義務発生 (見込)額		3年度以降の 支払義務発生 予 定 額		左の財源内訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金	企業債	その他
配水施設費 (令和3年度分)	430,000			令和3年度 ～ 令和4年度	430,000	138,166	218,800	73,034

公共下水道事業会計

議案第 202 号

令和 3 年度富山市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 3 年度富山市公共下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 3 年度富山市公共下水道事業会計予算第 4 条本文括弧書中「不足する額 7,702,275 千円」を「不足する額 7,709,967 千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 6,144,699 千円」を「当年度分損益勘定留保資金 6,152,391 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 資本的支出	15,630,910 千円	7,692 千円	15,638,602 千円
第 4 項 国庫補助金返還金		7,692 千円	7,692 千円

令和 3 年 1 2 月 1 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

令和3年度富山市公共下水道事業会計予算実施計画

資 本 的 収 入 及 び 支 出

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計	備 考
1 資本的支出			千円 15,630,910	千円 7,692	千円 15,638,602	
	4 国庫補助金 返 還 金			7,692	7,692	
		1 国庫補助金 返 還 金			7,692	7,692

令和3年度富山市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

	(既決予定額)	(補正後予定額)	(単位:千円) (増△減)
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	1,739,485	1,739,485	
減価償却費	8,712,585	8,712,585	
引当金の増減額(△は減少)	45,858	45,858	
長期前受金戻入額	△ 3,276,691	△ 3,276,691	
受取利息及び受取配当金	△ 100	△ 100	
支払利息	1,717,119	1,717,119	
資産減耗費	109,372	109,372	
固定資産売却損益(△は益)	8	8	
未収金等の増減額(△は増加)	10,544	10,544	
未払金等の増減額(△は減少)	28,688	28,688	
預り金の増減額(△は減少)	△ 1,756	△ 1,756	
小計	9,085,112	9,085,112	
利息及び配当金の受取額	100	100	
利息の支払額	△ 1,717,119	△ 1,717,119	
業務活動によるキャッシュ・フロー	7,368,093	7,368,093	
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
固定資産の取得による支出	△ 6,501,428	△ 6,501,428	
国庫補助金等による収入	2,596,909	2,596,909	
国庫補助金返還による支出		△ 7,692	△ 7,692
固定資産の売却による収入	27	27	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,904,492	△ 3,912,184	△ 7,692
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
企業債による収入	5,202,502	5,202,502	
企業債の償還による支出	△ 10,181,657	△ 10,181,657	
他会計からの出資による収入	1,797,331	1,797,331	
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,181,824	△ 3,181,824	
資金増加額(又は減少額)	281,777	274,085	△ 7,692
資金期首残高	2,481,517	2,481,517	
資金期末残高	2,763,294	2,755,602	△ 7,692

議案第 203 号

令和 3 年 1 2 月の期末手当に関する条例制定の件
令和 3 年 1 2 月の期末手当に関する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 2 月 1 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

令和 3 年 1 2 月の期末手当に関する条例

(一般職の職員の期末手当)

第 1 条 富山市職員の給与に関する条例（平成 1 7 年富山市条例第 6 2 号。以下「給与条例」という。）第 1 条に規定する職員及び富山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 1 8 年富山市条例第 6 号。以下「任期付職員条例」という。）第 2 条から第 4 条までの規定により採用された職員の令和 3 年 1 2 月に支給される期末手当の額の算定については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の右欄に掲げる字句と読み替えて、これらの規定を適用する。

給与条例第 2 7 条第 2 項	1 0 0 分の 1 2 7 . 5	1 0 0 分の 1 1 2 . 5
	1 0 0 分の 1 0 7 . 5	1 0 0 分の 9 2 . 5
給与条例第 2 7 条第 3 項	1 0 0 分の 1 2 7 . 5	1 0 0 分の 1 1 2 . 5
	1 0 0 分の 7 2 . 5	1 0 0 分の 6 2 . 5
	1 0 0 分の 1 0 7 . 5	1 0 0 分の 9 2 . 5
	1 0 0 分の 6 2 . 5	1 0 0 分の 5 2 . 5
任期付職員条例第 9 条第 2 項	1 0 0 分の 1 2 7 . 5	1 0 0 分の 1 1 2 . 5
	1 0 0 分の 1 6 7 . 5	1 0 0 分の 1 5 7 . 5

(特別職の職員等の期末手当)

第 2 条 議会の議長、副議長及び議員、市長、副市長、政策監、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者並びに常勤の監査委員の令和 3 年 1 2 月に支給される期末手当の額の算定については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の右欄に掲げる字句と読み替えて、これらの規定を適用する。

富山市議会議員の議員報酬、費	1 0 0 分の 1 6 7 . 5	1 0 0 分の 1 5 7 . 5
----------------	--------------------	--------------------

用弁償及び期末手当に関する条例（平成17年富山市条例第52号）第6条第2項		
市長及び副市長の給与に関する条例（平成17年富山市条例第56号）第4条第2項	100分の167.5	100分の157.5
富山市特別職の指定等に関する条例（平成24年富山市条例第28号）第5条第2項	100分の167.5	100分の157.5
富山市教育長の給与等に関する条例（平成17年富山市条例第57号）第4条第2項	100分の167.5	100分の157.5
富山市公営企業の管理者の給与に関する条例（平成17年富山市条例第59号）第4条第2項	100分の167.5	100分の157.5
富山市常勤の監査委員の給与等に関する条例（平成17年富山市条例第58号）第4条第2項	100分の167.5	100分の157.5

（会計年度任用職員の期末手当）

第3条 富山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年富山市条例第26号）第1条に規定する会計年度任用職員の令和3年12月に支給される期末手当の額の算定に係る期末手当基礎額に乗ずる割合（在職期間の区分に応じて乗ずる割合を除く。

) は、同条例第 5 条本文及び第 7 条第 3 項本文の規定にかかわらず、
100分の127.5とする。

(委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 204 号

富山市職員の給与に関する条例及び富山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定の件

富山市職員の給与に関する条例及び富山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 2 月 1 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市職員の給与に関する条例及び富山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(富山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 富山市職員の給与に関する条例（平成 17 年富山市条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条第 2 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 107.5」を「100 分の 100」に改め、同条第 3 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 72.5」を「100 分の 67.5」に、「100 分の 107.5」を「100 分の 100」に、「100 分の 62.5」を「100 分の 57.5」に改める。

(富山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第 2 条 富山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 18 年富山市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 167.5」を「100 分の 162.5」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 205 号

富山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件

富山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 12 月 1 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

富山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成 17 年富山市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100 分の 167.5」を「100 分の 162.5」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第206号

市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年12月1日提出

富山市長 藤井 裕久

市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正)

第1条 市長及び副市長の給与に関する条例(平成17年富山市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(富山市教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 富山市教育長の給与等に関する条例(平成17年富山市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(富山市常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 富山市常勤の監査委員の給与等に関する条例(平成17年富山市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(富山市公営企業の管理者の給与に関する条例の一部改正)

第4条 富山市公営企業の管理者の給与に関する条例(平成17年富山市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(富山市特別職の指定等に関する条例の一部改正)

第5条 富山市特別職の指定等に関する条例（平成24年富山市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 207 号

富山市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除
に関する条例の一部を改正する条例制定の件

富山市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関
する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 2 月 1 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除
に関する条例の一部を改正する条例

富山市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関
する条例（平成 20 年富山市条例第 11 号）の一部を次のように改正
する。

第 2 条中「起算して 5 年内」を「令和 5 年 3 月 31 日までの間」に
改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 208 号

富山市立学校設置条例の一部を改正する条例制定の件
富山市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 12 月 1 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市立学校設置条例の一部を改正する条例

富山市立学校設置条例（平成 17 年富山市条例第 250 号）の一部
を次のように改正する。

別表第 1 富山市立三郷小学校の項中「富山市立三郷小学校」を「富
山市立三成小学校」に改め、同表富山市立上条小学校の項を削る。

別表第 2 富山市立八尾中学校の項中「八尾町福島 250 番地」を「
八尾町井田 120 番地 1」に改め、同表富山市立杉原中学校の項を削
る。

別表第 3 富山市立呉羽幼稚園の項、富山市立愛宕幼稚園の項及び富
山市立大庄幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 209 号

富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 12 月 1 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

富山市国民健康保険条例（平成 17 年富山市条例第 164 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「40 万 4, 000 円」を「40 万 8, 000 円」に改め、同項ただし書中「1 万 6, 000 円」を「1 万 2, 000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の富山市国民健康保険条例第 6 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

議案第 2 1 0 号

富山市細入総合福祉センター条例を廃止する条例制定の件
富山市細入総合福祉センター条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 2 月 1 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市細入総合福祉センター条例を廃止する条例
富山市細入総合福祉センター条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 4 0 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

議案第 2 1 1 号

富山市立幼保連携型認定こども園条例制定の件
富山市立幼保連携型認定こども園条例を次のように定める。

令和 3 年 1 2 月 1 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市立幼保連携型認定こども園条例

(設置)

第 1 条 小学校就学前の子どもに対する教育及び保育を一体的に行うとともに、保護者に対する子育ての支援を行うため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山市立新保なかよし認定こども園	富山市任海 4 6 3 番地

(保育料)

第 3 条 教育又は保育（時間外保育（子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 5 9 条第 2 号に規定する時間外保育をいう。次条第 1 項において同じ。）及び一時預かり保育（児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 6 条の 3 第 7 項に規定する一時預かり事業による保育をいう。第 5 条において同じ。）を除く。）を受けた子どもの保護者又は扶養義務者は、保育料を納付しなければならない。

2 保育料の額は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定子ども（子ども・子育て支援法第 2 0 条第 4 項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 子ども・子育て支援法施行令（平成 2 6 年政令第 2 1 3 号）第

4 条第 1 項に規定する満 3 歳以上教育・保育給付認定子ども 無料

(2) 子ども・子育て支援法施行令第 4 条第 2 項に規定する満 3 歳未満保育認定子ども 富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例（平成 27 年富山市条例第 36 号）別表に定める額

3 保育料は、当月分を翌月 5 日までに納付しなければならない。
（時間外保育料）

第 4 条 時間外保育を受けた子どもの保護者又は扶養義務者は、時間外保育料を納付しなければならない。

2 時間外保育料の額は、別表第 1 に定める額とする。

3 時間外保育料は、市長の指定する期日までに納付しなければならない。

（一時預かり保育）

第 5 条 一時預かり保育を受けることができる者は、認定こども園に在園する教育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令第 4 条第 1 項第 1 号に規定する教育認定子どもをいう。）その他市長が必要と認める子どもとする。

2 一時預かり保育を受けた子どもの保護者又は扶養義務者は、一時預かり保育料を納付しなければならない。

3 一時預かり保育料の額は、別表第 2 に定める額とする。

4 一時預かり保育料は、市長の指定する期日までに納付しなければならない。

（保育料等の減免）

第 6 条 市長は、特別の理由があると認めるときは、保育料、時間外保育料及び一時預かり保育料（次条において「保育料等」という。）の全部又は一部を減免することができる。

（保育料等の還付）

第 7 条 既納の保育料等は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、保育料等の全部又は一部を還付することが

できる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(富山市立認定こども園条例の廃止)

2 富山市立認定こども園条例(平成23年富山市条例第32号)は、廃止する。

(富山市立認定こども園条例の廃止に伴う経過措置)

3 前項の規定による廃止前の富山市立認定こども園条例の規定によるこの条例の施行の日の前日までに受けた教育又は保育に係る保育料、時間外保育料及び一時預かり保育料については、なお従前の例による。

(富山市公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

4 富山市公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成17年富山市条例第249号)の一部を次のように改正する。

第1条中「幼稚園」の次に「並びに富山市立幼保連携型認定こども園」を加える。

第2条中「以下」を「富山市立幼保連携型認定こども園にあつては、市長。第4条において」に改める。

第5条中「教育委員会規則」を「規則又は教育委員会規則」に改める。

(富山市立学校設置条例の一部改正)

5 富山市立学校設置条例(平成17年富山市条例第250号)の一部を次のように改正する。

別表第3 富山市立新保なかよし幼稚園の項を削る。

別表第 1 (第 4 条関係)

区分		時間外保育料 (円)
午前 7 時 3 0 分から午前 8 時 3 0 分まで	日利用	1 回 2 0 0
	月利用	月額 3, 5 0 0
午後 4 時 3 0 分から午後 6 時まで	日利用	1 回 3 0 0
	月利用	月額 5, 0 0 0

別表第2（第5条関係）

区分	一時預かり保育料（円）
日利用	日額300
月利用	月額3,500

議案第 2 1 2 号

富山市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例制定の件
富山市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 2 月 1 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

第 1 条 富山市自転車等駐車場条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表富山駅南第 1 自転車駐車場の項中「富山駅南第 1 自転車駐車場」を「富山駅南自転車駐車場」に改め、同表富山駅南第 2 自転車駐車場の項を次のように改める。

富山駅高架下自転車駐車場	富山市明輪町 1 番 2 3 4 号	自転車等
--------------	--------------------	------

第 3 条の表富山駅北自転車駐車場の項を削る。

第 2 条 富山市自転車等駐車場条例の一部を次のように改正する。

第 3 条の表に次のように加える。

富山駅北自転車駐車場	富山市牛島町 2 4 番 8 3 号	自転車
------------	--------------------	-----

附 則

この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、規則で定める日から施行する。

議案第 2 1 3 号

富山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

富山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 2 月 1 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
富山市病院事業の設置等に関する条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 6 7 号）の一部を次のように改正する。

別表産科診察料の部中

「

人工妊娠 中絶料	妊娠満 1 1 週まで	90,000 円	
	妊娠満 1 2 週から 満 1 5 週まで	120,000 円	
	妊娠満 1 6 週から 満 2 1 週まで	150,000 円	

を

」

「

人工妊娠 中絶料	妊娠満 1 1 週 まで	手動真空 吸引法	106,000 円	
		その他	90,000 円	
	妊娠満 1 2 週から 満 1 5 週まで		120,000 円	
	妊娠満 1 6 週から 満 2 1 週まで		150,000 円	

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

議案第 2 1 4 号

富山市手数料条例の一部を改正する条例制定の件
富山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 2 月 1 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市手数料条例の一部を改正する条例

富山市手数料条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 0 6 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 標準事務以外の事務に係る手数料の表 8 5 の 2 の部中「第 3 項」を「第 5 項」に改め、同部 1 の項第 1 号中「第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）による長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査（以下この項及び次項において「評価機関の事前審査」という。）を経ていない」を「第 6 条の 2 第 3 項の規定により当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書（以下この項及び次項において「確認書」という。）及び同条第 4 項の規定により当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された住宅性能評価書（以下この項及び次項において「住宅性能評価書」という。）がない」に改め、同項第 2 号中「評価機関の事前審査を経ている」を「確認書又は住宅性能評価書がある」に、「6, 0 0 0 円」を「1 2, 0 0 0 円」に、「1 2, 0 0 0 円」を「2 2, 0 0 0 円」に、「2 1, 0 0 0 円」を「3 6, 0 0 0 円」に、「3 1, 0 0 0 円」を「6 1, 0 0 0 円」に、「5 7, 0 0 0 円」を「9 7, 0 0 0 円」に、「1 0 0, 0 0 0 円」を「1 5 0, 0 0 0 円」に、「1 6 0, 0 0 0 円」を「2 5 0, 0 0 0 円」に、「2 0 0, 0 0 0 円」を「3 2 0, 0 0 0 円」に、「2 1 0, 0 0 0 円」を「3 6 0, 0 0 0 円」に改め、同項第 3 号を削り、同部 3 の項第 1 号中「評価機関の事前審査を経ていない」を「確認書がない」に改め、同項第 2 号中「評価機関の事前審査を経ている」を

「確認書がある」に、「9,000円」を「18,000円」に、「18,000円」を「33,000円」に、「32,000円」を「55,000円」に、「46,000円」を「91,000円」に、「86,000円」を「150,000円」に、「150,000円」を「220,000円」に、「240,000円」を「380,000円」に、「300,000円」を「480,000円」に、「320,000円」を「550,000円」に改め、同表85の3の部1の項第1号中「評価機関の事前審査を経ていない」を「確認書及び住宅性能評価書がない」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「評価機関の事前審査を経ていない場合で、登録住宅性能評価機関による住宅性能評価を受けているとき」を「確認書又は住宅性能評価書がある場合」に、「11,000円」を「9,000円」に、「34,000円」を「17,000円」に、「56,000円」を「29,000円」に、「100,000円」を「46,000円」に、「180,000円」を「77,000円」に、「280,000円」を「120,000円」に、「500,000円」を「210,000円」に、「660,000円」を「260,000円」に、「790,000円」を「290,000円」に改め、同号を同項第2号とし、同部3の項第1号中「評価機関の事前審査を経ていない」を「確認書がない」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 確認書がある場合

- ア 住戸の数が1のもの 14,000円
- イ 住戸の数が2以上5以下のもの 26,000円
- ウ 住戸の数が6以上10以下のもの 43,000円
- エ 住戸の数が11以上30以下のもの 69,000円
- オ 住戸の数が31以上50以下のもの 120,000円
- カ 住戸の数が51以上100以下のもの 190,000円
- キ 住戸の数が101以上200以下のもの 310,000円
- ク 住戸の数が201以上300以下のもの 390,000円
- ケ 住戸の数が301以上のもの 430,000円

別表 2 標準事務以外の事務に係る手数料の表 8 5 の 4 部中「第 9 条第 1 項」の次に「又は第 3 項」を加え、同表 8 5 の 5 の部の次に次のように加える。

8 5 の 5 の 2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 1 8 条第 1 項の規定に基づく住宅の容積率の特例の許可に関する事務		1 6 0 , 0 0 0 円
---	--	-----------------

別表 2 標準事務以外の事務に係る手数料の表 8 5 の 6 の部 1 の項第 1 号中「登録住宅性能評価機関」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 2 月 2 0 日から施行する。

議案第 2 1 5 号

富山市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 2 月 1 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成 2 4 年富山市条例第 7 4 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 1 条・第 2 条」を「第 1 条－第 2 条の 2」に改め、「歩道等」の次に「及び自転車歩行者専用道路等の構造」を、「立体横断施設」、「乗合自動車停留所」、「路面電車停留場等」及び「自動車駐車場」の次に「の構造」を加え、

「第 7 章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第 3 3 条－第 3 7 条）」

「第 7 章 旅客特定車両停留施設の構造（第 3 3 条－第 4 3 条）」

第 8 章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第 4 4 条－第 4 8 条）」

改める。

第 2 条第 1 号中「自転車歩行者道」の次に「、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路」を、「自動車駐車場」の次に「若しくは旅客特定車両停留施設」を加え、「又は除雪」を「、除雪」に、「幅員を」を「幅員又は道路構造令第 4 1 条第 1 項の歩行者の滞留の用に供する部分の幅員を」に改め、第 1 章中同条の次に次の 1 条を加える。

（災害等の場合の適用除外）

第2条の2 災害等のため一時使用する旅客特定車両停留施設の構造及び設備については、この条例の規定によらないことができる。

「第2章 歩道等」を「第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造」に改める。

第3条中「設ける道路」の次に「、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路」を加える。

第4条第3項中「又は」を「若しくは」に改め、「いう。）」の次に「又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）」を、「当該歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、富山市道路の構造の技術的基準等を定める条例第42条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

4 歩行者専用道路の有効幅員は、富山市道路の構造の技術的基準等を定める条例第43条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

第5条中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第6条第1項中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第2項中「除く。）」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

「第3章 立体横断施設」を「第3章 立体横断施設の構造」に改める。

第12条第2号中「装置」を「設備」に改め、同条第5号中「により、籠外から籠内が」を「又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに」に改め、同条第8号、第9号及び第13号中「装置」を「設備」に改める。

第13条各号列記以外の部分中「以下」の次に「この条において」

を加える。

「第4章 乗合自動車停留所」を「第4章 乗合自動車停留所の構造」に改める。

「第5章 路面電車停留場等」を「第5章 路面電車停留場等の構造」に改める。

「第6章 自動車駐車場」を「第6章 自動車駐車場の構造」に改める。

第37条中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、同条を第48条とする。

第36条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第2項中「及び自動車駐車場に」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設に」に改め、同項ただし書中「及び自動車駐車場」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設」に改め、「の路面」の次に「又は床面」を加え、同条を第47条とする。

第35条中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条に次の2項を加え、同条を第46条とする。

2 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設けるものとする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

3 前項の施設に優先席（主として、高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。以下この項において同じ。）を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けるものとする。

第34条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、「及び自動車駐車場」を「並びに自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設」に改め、同条中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加え、同条を第45条とする。

2 前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と第12条第11号の基準に適合する乗降口に設ける操作盤、前条第6項の規定により設けられる設備（音によ

るものを除く。)、便所の出入口及び第42条の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。

- 3 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

第33条に次の4項を加え、同条を第44条とする。

- 3 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備(第5項において「移動等円滑化のための主要な設備」という。)又は同項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。

- 4 前項の案内標識は、日本産業規格Z8210に適合するものとする。

- 5 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備(第33条第3項前段の規定により昇降機を設けない場合にあつては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。)の配置を表示した案内板その他の設備を設けるものとする。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

- 6 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の構造及び移動等円滑化のための主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けるものとする。

第7章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

第7章 旅客特定車両停留施設の構造
(通路)

第33条 公共用通路（旅客特定車両停留施設に旅客特定車両（道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第1条第1号から第3号までに掲げる自動車をいう。以下同じ。）が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに1以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅員は、1.4メートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を1.2メートル以上とすることができる。

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

2 前項の1以上の通路（以下「移動等円滑化された通路」という。）

）において床面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。

3 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター（第35条の基準に適合するものに限る。）又は傾斜路（第36条の基準に適合す

るものに限る。)を利用することにより高齢者、障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。

4 旅客特定車両停留施設の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

(2) 段差を設ける場合は、当該段差は、次に定める構造とすること。

ア 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段差を容易に識別できるものとする。

イ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

(出入口)

第34条 移動等円滑化された通路と公共用通路の出入口は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(エレベーター)

第35条 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターは、次に定

める構造とするものとする。

(1) 籠の内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあっては、この限りでない。

(2) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(3) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第1号ただし書の構造のエレベーターにあっては、この限りでない。

2 第12条第5号から第13号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエレベーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。

（傾斜路）

第36条 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下この条において同じ。）は、次に定める構造とするものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(1) 有効幅員は、1.2メートル以上とすること。ただし、階段に併設する場合においては、90センチメートル以上とすることができる。

(2) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合は、12パーセント以下とすることができる。

(3) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊場を設けること。

2 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

3 第13条第3号から第5号まで、第7号、第8号及び第10号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける傾斜路について準用する。

(エスカレーター)

第37条 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。ただし、第3号及び第4号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。

(1) 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合においては、この限りでない。

(2) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターにおいては、この限りでない。

(3) 踏み段の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(4) 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。

2 第14条第2号から第5号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けるものとする。

(階段)

第38条 第16条第2号から第8号まで、第10号及び第11号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける階段について準用する。

(乗降場)

第39条 旅客特定車両停留施設の乗降場は、次に定める構造とする

ものとする。

- (1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
- (2) 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。
- (3) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、誘導車路の構造、気象状況又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。
- (4) 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下この号において「旅客特定車両用場所」という。）に接する部分には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。
- (5) 当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。

（運行情報提供設備）

第40条 旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

（便所）

第41条 第30条から第32条までの規定は、旅客特定車両停留施設に便所を設ける場合について準用する。この場合において、第31条第1項第1号中「第25条に規定する通路」とあるのは「移動等円滑化された通路」と、「同条各号」とあるのは「第25条各号」と読み替えるものとする。

（乗車券等販売所、待合所及び案内所）

第42条 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とするものとする。

(1) 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所との間の通路は、第33条第1項各号に掲げる基準に適合するものであること。

(2) 出入口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とするものとする。

(ア) 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(3) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。

3 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けるものとする。この場合において、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

（券売機）

第43条 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 2 1 6 号

委託契約締結の件

富山市科学博物館プラネタリウム更新業務委託について、次のとおり委託契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和 3 年 1 2 月 1 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

- 1 契約の目的 富山市科学博物館プラネタリウム更新業務委託
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 3 2 3 , 7 8 5 , 0 0 0 円
- 4 契約の相手方 東京都府中市矢崎町四丁目 1 6 番地
株式会社五藤光学研究所
取締役社長 五藤 信隆

議案第 2 1 7 号

工事請負契約締結の件

上滝中学校校舎及び体育館解体工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和 3 年 1 2 月 1 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

- 1 契約の目的 上滝中学校校舎及び体育館解体工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 2 9 0 , 2 7 6 , 8 0 0 円
- 4 契約の相手方 砂原組・岡本組上滝中学校校舎及び体育館解体工事共同企業体
代表者
富山市山室 1 7 6 番地
株式会社砂原組
代表取締役 砂原 太助

議案第 2 1 8 号

特定事業変更契約締結の件

令和 3 年 6 月 3 0 日定例市議会において議決を得た大山地域公共施設複合化事業について、次のとおり変更契約を締結するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号）第 1 2 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和 3 年 1 2 月 1 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

1 契約の金額

変 更 前 2, 3 3 3, 6 3 6, 7 4 6 円に事業契約約款に定める方法による金利変更及び物価変動による増減額並びに当該額に係る消費税及び地方消費税相当額による増減額を加算した額

変 更 後 2, 5 9 5, 6 3 9, 8 5 4 円に事業契約約款に定める方法による金利変更及び物価変動による増減額並びに当該額に係る消費税及び地方消費税相当額による増減額を加算した額

議案第 2 1 9 号

第 2 次富山市総合計画後期基本計画策定の件

富山市総合計画の議決に関する条例（平成 3 1 年富山市条例第 3 8 号）の規定により、第 2 次富山市総合計画後期基本計画を次のとおり定める。

令和 3 年 1 2 月 1 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第 2 次富山市総合計画後期基本計画

1 策定の趣旨

本市におけるまちづくりの長期的かつ基本的な方針を定めた第 2 次富山市総合計画基本構想（計画期間：平成 2 9 年度から令和 8 年度まで）を踏まえ、基本構想で示したまちづくりの基本理念や目指す都市像、まちづくりの目標を実現するため、前期基本計画（計画期間：平成 2 9 年度から令和 3 年度まで）に引き続く、後期基本計画（計画期間：令和 4 年度から令和 8 年度まで）を策定し、本市の今後 5 年間の施策の方向を明らかにするもの。

2 計画期間

後期基本計画の期間は、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 箇年とする。

3 施策の方向

まちづくりの目標 I すべての人が輝き安心して暮らせるまち

政策 1 すべての世代が学び活躍できるひとづくり

施策 1 学校教育の充実

学校教育環境の整備・充実、自主性・創造性を備えた子どもの育成、安心・安全な学校づくり及び心身の健康づく

りの推進を施策の方向として定める。

施策 2 高等教育の振興

高等教育機関との連携強化及び市立専門学校の教育研究機能の充実を施策の方向として定める。

施策 3 家庭・地域における教育力の向上

学校・家庭・地域との連携及び家庭における教育力の向上を施策の方向として定める。

施策 4 生涯学習の充実

生涯学習活動の充実、生涯学習拠点の充実及び図書館における交流促進を施策の方向として定める。

政策 2 いつまでも元気で暮らせる健康づくり

施策 1 スポーツ・レクリエーション活動の振興

スポーツ・レクリエーション活動の推進及びスポーツ・レクリエーション拠点の充実を施策の方向として定める。

施策 2 健康づくり活動の充実

からだの健康づくりの推進、心の健康づくりの推進、健康まちづくりの推進、難病対策の充実及び感染症対策の強化を施策の方向として定める。

施策 3 介護予防・高齢者の元気づくり

フレイル予防・介護予防活動の推進及び高齢者の社会参加と生きがいづくりの推進を施策の方向として定める。

政策 3 誰もが自立し安心して暮らせるまちづくり

施策 1 出産・子育て環境の充実

保育所の整備・充実、多様な保育サービスの提供、子育て支援の充実、児童健全育成事業の充実、児童館の整備、ひとり親家庭への支援、児童虐待防止体制の整備、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援する環境づくり及び子育てと仕事の両立支援を施策の方向として定める。

施策 2 高齢者・障害者への支援

高齢者の自立を支える地域づくり、介護サービス基盤の整備、高齢者・障害者にやさしい環境づくり、障害者の自立と社会参加の促進及び複数分野にまたがる課題を抱える世帯への包括的支援体制の整備を施策の方向として定める。

施策 3 保健・医療・福祉の連携、充実

在宅医療・介護の連携推進及び市立病院における医療提供体制の充実、連携強化を施策の方向として定める。

まちづくりの目標 II 安心・安全で持続性のある魅力的なまち

政策 1 人にやさしい安心・安全なまちづくり

施策 1 災害に強く回復力のある安全なまちづくり

地震・津波対策の強化、浸水対策の強化、流域治水の推進、土砂災害の防止、災害への対応機能の強化、防災意識の啓発、ICTを活用した安心・安全なまちづくり、公共施設等の長寿命化・老朽化対策及び危機管理体制の強化を施策の方向として定める。

施策 2 雪に強いまちづくり

除排雪体制の強化・再構築、道路の消雪施設の整備・更新及び地域ぐるみの除排雪活動への支援を施策の方向として定める。

施策 3 消防・救急体制の整備

地域における消防拠点の整備と機能強化、多様な災害や事故への対応能力の強化、市民の防火意識の高揚及び市民による応急手当の普及啓発を施策の方向として定める。

施策 4 防犯・交通安全対策の充実

地域の防犯・交通安全体制の強化、防犯意識の啓発、交通安全施設の整備、交通安全意識の醸成、自転車利用者の利便性と安全の確保及び安心して通行できる快適な歩行空

間の確保を施策の方向として定める。

施策 5 快適な生活環境づくり

大気環境などの監視活動の強化、事業所等への指導の強化、食品衛生・生活衛生対策の強化、安全でおいしい水の安定供給、汚水処理施設の改築、地下水の適正利用の啓発、空き家・空き地対策の推進、地域の環境美化、墓地・斎場の環境整備、消費生活の情報提供の充実及び農林水産物の流通体制の確保を施策の方向として定める。

政策 2 コンパクトなまちづくり

施策 1 賑わいと交流の都市空間の整備・充実

富山駅周辺の南北一体的なまちづくりの推進、中心市街地の賑わい再生、歩行空間の整備・充実及び良好な都市景観の創出を施策の方向として定める。

施策 2 歩いて暮らせるまちづくりの推進

コンパクトなまちの実現に向けたまちづくりの推進、公共交通沿線居住の推進及び歩くライフスタイルの推進を施策の方向として定める。

施策 3 まちなか居住の推進

まちなか居住の推進を施策の方向として定める。

施策 4 地域の生活拠点の整備

生活拠点地区の機能強化及び公共施設の再編による都市機能の集積を施策の方向として定める。

施策 5 交通体系の整備

公共交通の利用促進、基幹交通の利便性向上、L R T ネットワークの形成、生活交通の確保、多様な主体による交通の確保、陸・海・空の広域交通網の確保及び次世代型交通システムへの対応を施策の方向として定める。

政策 3 潤いと安らぎのあるまちづくり

施策 1 個性を生かした地域環境の整備

特徴的な地域資源の活用及び自然体験空間の整備を施策の方向として定める。

施策 2 水と緑が映えるまちづくり

水と緑のまちづくり、緑地の維持と緑化活動の推進及び海辺の活用による沿岸地域の活性化を施策の方向として定める。

施策 3 潤いのある都市生活基盤の整備

自然景観や伝統的な景観の保全・形成、景観に関する市民意識の啓発、質の高い市街地景観の創出、健全な市街地の再整備、都市部や地域の骨格を形成する道路網の整備、多様な目的に対応した公園などの整備及び多様な市民ニーズに対応した市営住宅の整備を施策の方向として定める。

施策 4 暮らしの安全を守り安らぎを与える森づくり

計画的な森林整備、新たな森林管理システムの構築、森林ボランティアとの連携、生態系に配慮した取組の推進及び有害鳥獣による人身被害の防止を施策の方向として定める。

施策 5 中山間地域の振興

中山間地域の活性化及び中山間地での自然体験空間の整備を施策の方向として定める。

政策 4 自然にやさしいまちづくり

施策 1 循環型まちづくりの基盤整備

ごみの減量とリサイクルの推進、廃棄物の適正処理の推進及びエコタウン事業の充実を施策の方向として定める。

施策 2 エネルギーの有効活用

再生可能エネルギーの導入促進、省エネルギー対策の推進、電動車等の普及促進及び自立分散型エネルギーシステムの面的な展開とレジリエンスの強化を施策の方向として

定める。

施策 3 市民・企業・行政の協働による環境負荷低減への取組
エコライフ・エコ企業活動の促進及び環境教育の推進を
施策の方向として定める。

まちづくりの目標Ⅲ 人が集い活気にあふれ希望に満ちたまち

政策 1 新たな価値を創出する産業づくり

施策 1 ものづくり・しくみづくりの強化

商工業等の振興、中小企業の経営基盤安定・強化への支
援、商店街の活性化及びコミュニティビジネスへの支援を
施策の方向として定める。

施策 2 企業の誘致・拠点化支援

企業立地の促進を施策の方向として定める。

施策 3 新産業・新事業の創出

新たな産業の育成及び多様な主体による共創の推進を施
策の方向として定める。

施策 4 強い農林水産業の振興

担い手の育成・確保、農業生産基盤整備と農地集積、ス
マート農林水産業の推進、農林水産物プロモーションの推
進、農林水産物の高付加価値化、健康作物の栽培振興、持
続可能な水産業の展開、持続可能な林業経営の展開と適切
な森林施業の基盤整備及び有害鳥獣による農作物被害の低
減を施策の方向として定める。

施策 5 活力を創出する人材育成

各産業を支える人材育成、起業者への支援及びデジタル
人材の育成支援を施策の方向として定める。

政策 2 観光・交流のまちづくり

施策 1 広域・滞在型観光の推進

富山を拠点とした広域観光の推進、富山の魅力を活用し

た滞在型観光の推進及びインバウンド（外国人観光客）の誘致促進を施策の方向として定める。

施策 2 観光資源の創出・発信と受入体制の整備

地域資源の活用による新たな観光資源の創出、多様化する観光客への観光情報発信と受入体制の充実及び富山ブランドの確立・推進を施策の方向として定める。

施策 3 多様な交流の促進

コンベンション誘致の推進、アフターコンベンションの充実、さまざまな国際交流活動への支援及び外国人が過ごしやすいまちづくりを施策の方向として定める。

政策 3 いきいきと働けるまちづくり

施策 1 多様な雇用機会の創出

雇用機会の拡大と就労支援を施策の方向として定める。

施策 2 勤労者福祉の向上

勤労者福祉の向上及び仕事と生活の調和がとれた職場環境づくりを施策の方向として定める。

施策 3 二地域居住・移住の支援

マルチハビテーションの推進を施策の方向として定める。

政策 4 歴史・文化・芸術のまちづくり

施策 1 伝統的文化・文化遺産の保全・活用

文化遺産等の保全・活用及び新たな文化の育成を施策の方向として定める。

施策 2 質の高い芸術文化の発信

「ガラスの街とやま」の推進及びデザインの普及とデザイン活動への支援を施策の方向として定める。

施策 3 市民の芸術文化活動への支援

優れた芸術文化に親しむ機会の充実、市民の芸術文化活動拠点の充実及び市民の芸術文化活動への支援と人材の育

成を施策の方向として定める。

まちづくりの目標Ⅳ 共生社会を実現し誇りを大切にする協働の
まち

政策 1 市民協働による共生社会づくり

施策 1 市民主体のまちづくり

協働を推進する環境整備、地域の魅力を生かしたまちづくり、市政への参画機会の拡大、市民との意見交換の機会の充実及び広報紙等による情報提供の充実を施策の方向として定める。

施策 2 一人ひとりが尊重される地域社会づくり

一人ひとりの個性と創造性を尊重する地域社会づくり、女性活躍の推進、犯罪被害者等への対応及び自然災害の被災者への支援を施策の方向として定める。

施策 3 地域を担う人材の育成

交流活動の機会の充実を施策の方向として定める。

施策 4 コミュニティの強化

地域活動の推進及び地域の活動拠点の整備を施策の方向として定める。

政策 2 市民の誇りづくり

施策 1 地域・自治体としてのブランディングとシティプロモーション

富山のイメージを高めるブランド化の推進、選ばれるまちづくりの推進、市内の自然の魅力発信及び都市間の連携・交流による魅力の創出を施策の方向として定める。

施策 2 シビックプライドの醸成

地域の強みや魅力の発掘・再発見及びふるさと教育の推進を施策の方向として定める。

政策 3 しなやかな行政体づくり

施策 1 計画的で効率的な行財政運営の推進

将来にわたる都市経営の視点をもった行財政運営の推進、スマートシティの推進、情報セキュリティ対策の強化、健全財政の維持及び未利用財産の売却・有効活用を施策の方向として定める。

施策 2 職員の意識改革と組織の活性化

多様な行政ニーズに対応できる職員の育成及び職員の地域への参画を施策の方向として定める。

施策 3 地方分権・広域連携行政への対応

地方分権への対応及び県や近隣自治体との連携等の推進を施策の方向として定める。

議案第 2 2 0 号

土地処分の件

呉羽南部企業団地分譲地として、次のとおり土地を処分するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和 3 年 1 2 月 1 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

- 1 場 所 富山市池多 1 8 3 1 番 3
- 2 面 積 1 2 , 0 1 8 . 3 1 m²
- 3 売 払 価 格 2 7 2 , 8 1 5 , 6 3 7 円
- 4 契約の相手方 東京都品川区戸越 6 丁目 5 番 5 号
S M K 株式会社
代表取締役 池田 靖光

議案第 2 2 1 号

土地処分の件

次のとおり土地を処分するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和 3 年 1 2 月 1 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

- 1 場 所 富山市寺町字川原田 5 4 4 番 1 外
- 2 面 積 1 6 , 3 2 9 . 1 9 m²
- 3 売 払 価 格 3 1 5 , 0 0 0 , 0 0 0 円
- 4 契約の相手方 (1) 共有持分 2 分の 1
富山市石坂 2 4 4 9 番地 2
株式会社ロクショウ
代表取締役 松原 教夫
(2) 共有持分 2 分の 1
高岡市出来田 2 4 5 番地 1
有限会社ア・ライズ
代表取締役 前馬 剛

議案第 2 2 2 号

字の区域の変更及び廃止の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 5 4 条第 4 項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から本市内の字の区域を別紙のとおり変更及び廃止する。

令和 3 年 1 2 月 1 日

富山市長 藤 井 裕 久

1 字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「平榎」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	横越	水窪割	925-3、 941-2の一部
			68-1の一部、68-2、 69、70、71-1の一部、 71-2、88-1の一部、 88-2、89から91まで、 92の一部、93
	辻ヶ堂	中野	1、2、3-1、3-2、 4から6まで、7-1、7-2、 8-1、8-2、9-1、 9-2、10、11、 12-1、12-2、 13-1、13-2、 14-1、14-2、15、 16-1、16-2、 17から19まで、20-1、 20-2、21-1、 21-2、22-1、 22-2
	野中		86-1、86-2、 87-1、87-2、 88-1、88-2、 89-1、89-2、 90-1、90-2、 91-1、91-2、 92から97まで、98-1、 110の一部、111、 112、168-1の一部
	野田	早稲田割	11-1、12、14、 66-1の一部、 165の一部、 166-1の一部
		中野割	247から251まで

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「野田」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	横越	水窪割	1089
			144、167、173、174
	浜黒崎		591から594まで、 595-1、595-2、 596から598まで、 599-1、599-2、 600から604まで
	平榎	一番割	149の一部、150の一部、 165の一部、 166-2の一部、 210-2、211-2、 212-2、213-2、 214-2、215-2

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市 町 村 名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「野中」に編入する区域		
	大字名	字 名	地 番
富 山 市	平 榎	一 番 割	5 の一部、5 7 の一部、 5 8 の一部、5 9 の一部、 6 0 の一部、6 1 - 1 の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市 町 村 名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「横越」に編入する区域		
	大字名	字 名	地 番
富 山 市	野 田	早稲田割	15 から 17 まで、 18 - 1、22 - 1 の一部、 23 の一部、24 - 1 の一部、 24 - 2 の一部、 38 の一部、39 - 2 の一部、 66 - 1 の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

2 字の区域の廃止に関するもの

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	横越	水窪割	941-2の一部、 942-2、942-5、 942-6、943-2、 943-5、943-6、 947-3、948-4、 992、993
	平榎	一番割	1から4まで、5の一部、 6から20まで、 22から37まで、 38-1から38-4まで、 39-1、40-1、 40-2、41から43まで、 44-1、44-2、 45から50まで、 51-1、51-2、 52-1、52-2、 53から56まで、 57の一部、58の一部、 59の一部、60の一部、 61-1の一部、62-1、 63-1、64-1、 65-1、66-1、 67-1、 68-1から68-3まで、 70、98-2、99-1、 99-2、 100から104まで、 108-1、109-1、 110-1、111-1、 112-1、113-1、 114-1、115-1、 118-1、118-2、 119-1、120-1、 121-1、122-1、 123-1、123-2、 124から130まで、

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	平榎	一番割	131-1、131-2、 132から136まで、 137-1、137-2、 138-1、138-3、 142から148まで、 149の一部、150の一部、 151から153まで、 154-1、159-1、 160-1、161-2、 161-5、162-1、 163-1、164、 165の一部、 166-2の一部、 167-2
		屋敷東割	2-1
		屋敷割	5-2、5-7、5-8
		亀田割	1-1から1-14まで、 2-1、 5-1から5-4まで、 6-1から6-3まで、 7-1、16-1、17-1、 18-1、 55-1から55-4まで、 57から60まで、64-1、 65
		南早稲田割	1-1、1-3、2-1、 2-2、3、4、5-1、 12-1、13、14-1、 15-7から15-10まで、 17-1、17-2、 18-1から18-4まで、 19-2、20-1、 20-2、21-1、 21-2、46、47-1、 48-1、49-1

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	平榎	二番割	1-1から1-3まで、 2-1、2-2、3-1、 3-2、4、5-1、 14-1、14-2、 15から17まで、18-1、 18-2、19、20
		畔下割	1-1から1-4まで、 2-1から2-10まで、 3-1から3-9まで、 4-1から4-6まで、 5-1から5-3まで、 5-5、5-6、 6-1から6-5まで、 7-1から7-4まで、 7-6、 8-1から8-4まで、 8-6、 9-1から9-7まで、 10-1から10-20まで、 15-1、15-3、 16-1から16-8まで、 17-2、17-3、18、 19-1から19-6まで、 20-1、20-2、 21-1から21-4まで、 22-1、22-2、 24-1、24-2、 25-1、25-2、 26-1から26-6まで、 30-1、33、34-1、 34-2、35、36-1、 36-2

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	平榎	北早稲田割	10-1、10-2、 11-1、11-2、 13-1、13-2、 14、15、16-1、 16-2、 17-1から17-4まで、 18-1から18-3まで、 19-2から19-6まで、 19-8から19-21まで
		野田	下平均割
		戸尻割	82-1、 105から108まで、 110、111、113、 114
		市水口割	96から103まで、112、 115から120まで、 140-2、142-1、 153-2、153-3
		早稲田割	22-1の一部、23の一部、 24-1の一部、 24-2の一部、 38の一部、39-2の一部、 66-1の一部、 165の一部、 166-1の一部、 166-2、 167から170まで、 200-1、200-2、 201-1、201-2、 202から204まで、 205-2、206-1、 206-4、206-5、

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	野田	早稲田割	207-2、207-3、 208-1、209、 210-1から210-3まで、 211-1、214-1、 215-1、217-1、 218-1、219-1
		大畑割	9、32-1、32-3、 32-4、33-1、 33-2、 37-1から37-3まで、 44-1、45-1、 45-5、47-1、 74-3、150、 152-1、 152-3から152-5まで、 258、259、259-1、 260、262
		島田割	1-2、7
		東畑割	8
		平均割	5、13-1、13-2、 13-7、 33-4から33-6まで、 35-1、76-1、77、 78、 81-1から81-3まで、 136-1、137-1、 146、257

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

議案第 2 2 3 号

字の区域の変更及び廃止の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 5 4 条第 4 項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から本市内の字の区域を別紙のとおり変更及び廃止するものとする。

令和 3 年 1 2 月 1 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

1 字の区域の変更に関するもの

市 町 村 名	従前の大字の区域を変更し、大字「婦中町長沢」に編入する区域		
	大字名	字 名	地 番
富 山 市	婦中町 河原町		1 の一部、2 - 2 の一部、 3 - 2 の一部、5 - 2 の一部、 6 - 3 の一部、7 - 3 の一部、 8 - 2 の一部、9 - 2 の一部、 2 2 0 - 5 の一部、 2 2 4 - 4 の一部、2 2 8 - 4、 2 3 0 - 4、2 3 1 - 6 の一部、 3 2 0 - 4 の一部、 3 8 6 - 3 の一部、 3 8 7 - 4 の一部、 3 8 8 - 2 の一部、 3 8 9 - 2 の一部、 3 9 0 - 3 の一部、 3 9 1 - 2 の一部、 3 9 2 - 2 の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「婦中町河原町」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	婦中町 長沢	下松木	25-4の一部、26-5の一部、 27-3の一部、32-3の一部、 33-4の一部、34-3の一部、 35-3の一部、35-4の一部、 81-3、82-5の一部、 83-6の一部、84-6の一部、 84-7の一部、 370-2の一部、 372-2の一部、 373-3の一部、 376-2の一部、 377-2の一部、 378-4の一部、 379-5の一部、 380-4の一部、 381-3の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市 町 村 名	従前の大字の区域を変更し、大字「婦中町下吉川」に編入する区域		
	大字名	字 名	地 番
富 山 市	婦中町 河原町		5 - 2 の一部、6 - 3 の一部、 7 - 3 の一部、8 - 2 の一部、 9 - 2 の一部、 2 2 0 - 5 の一部、 2 2 4 - 4 の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

2 字の区域の廃止に関するもの

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	婦中町 長沢	円右エ 門島	2585-1から2585-3まで、 2585-5から2585-8まで、 2588-1、2589-1、 2589-3、2589-4、 2625、2626-1、 2628、2629、 2632から2636まで、 2639-1から2639-3まで、 2643-1、2643-2、 2646、2649、 2745-1から2745-4まで、 2749-1から2749-5まで、 2751-1から2751-5まで、 2753-1から2753-5まで
		下松木	25-2、25-4の一部、 26-3、26-4、 26-5の一部、26-6、 27-3の一部、32-2、 32-3の一部、33-2、 33-3、33-4の一部、 34-3の一部、 35-3の一部、 35-4の一部、 82-5の一部、83-5、 83-6の一部、84-5、 84-6の一部、 84-7の一部、 233から235まで、 236-1、236-2、 237から244まで、

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	婦中町 長沢	下松木	245-1、245-2、 246-1、246-2、 247から264まで、 265-1、265-2、 266-1、266-2、 267-1、267-2、 268-1から268-4まで、 269-1から269-3まで、 270-1から270-3まで、 271-1から271-3まで、 272-1から272-3まで、 272-5から272-7まで、 273-2、 274-1から274-5まで、 275-1から275-5まで、 276-1から276-3まで、 277-1から277-3まで、 278-1から278-3まで、 279-1から279-3まで、 280-1から280-3まで、 281-1から281-3まで、 282-1から282-3まで、 283-1から283-3まで、 284-1から284-3まで、 285-1から285-3まで、 286-1から286-3まで、 287-1から287-3まで、 288-1から288-3まで、 289-1から289-3まで、 290-1から290-3まで、 291-1から291-3まで、 292-1から292-3まで、 293-1から293-3まで、 294-1から294-3まで、 295-1から295-3まで、 296-1から296-3まで、

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	婦中町 長沢	下松木	297-1 から 297-3 まで、 298、 299-1 から 299-3 まで、 300-1 から 300-3 まで、 301、302-1、 302-2、 303-1 から 303-4 まで、 304-1、304-2、 305-1 から 305-4 まで、 306-1 から 306-3 まで、 307、308、 309-1 から 309-3 まで、 310-1 から 310-3 まで、 311、312、 313-1 から 313-3 まで、 314、 315-1 から 315-3 まで、 316-1 から 316-3 まで、 317-1 から 317-3 まで、 318-1 から 318-3 まで、 319-1 から 319-3 まで、 320-1 から 320-3 まで、 321-1 から 321-3 まで、 322-2、322-3 323-2、323-3、 324-1 から 324-3 まで、 325-1 から 325-3 まで、 326-1 から 326-3 まで、 327-1 から 327-3 まで、 328-1 から 328-3 まで、 329-1 から 329-4 まで、 330-1 から 330-3 まで、 331-1 から 331-3 まで、 332-1 から 332-3 まで、 333-1 から 333-3 まで、 334-1 から 334-3 まで、

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	婦中町 長沢	下松木	335-1から335-3まで、 336-1から336-3まで、 337-1から337-3まで、 338-1から338-3まで、 339-1から339-4まで、 340-1から340-4まで、 341-1から341-3まで、 342-1から342-3まで、 343-1から343-3まで、 344-1から344-3まで、 345-1から345-3まで、 346-1から346-4まで、 347-1から347-3まで、 348-1から348-3まで、 349-1から349-3まで、 350-1から350-3まで、 351-1から351-3まで、 352-1から352-3まで、 353-1から353-3まで、 354-1から354-3まで、 355-1から355-3まで、 356-1、356-3、 356-10、359-1、 361-1、362-1、 363-1、364-1、 365-1、365-3、 366-1、367-1、 368-1、 369-1から369-4まで、 370-1、370-2の一部、 371、372-1、 372-2の一部、373-1、 373-3の一部、374、 375、376-1、 376-2の一部、377-1、 377-2の一部、378-1、

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	婦中町 長沢	下松木	378-4の一部、379-1、 379-5の一部、380-1、 380-4の一部、381-1、 381-3の一部、382、 383、384-1、 384-2、385-1、 385-2、386-1、 387-1、388-1、 389-1、390-1、 391-1、392-1、 483、484
		下川原	2406-1、2410、 2414、2415、2417、 2419、2420-1、 2421-1、2423-1、 2425-1、2426-1、 2428-2、2428-4、 2429-2、2448、 2451、2454、 2461-1、2469-1、 2469-3から2469-6ま で、 2473-1から2473-3ま で、 2473-5、2473-6、 2475-1から2475-3ま で、 2475-6、2475-7、 2482-2から2482-4ま で、 2484-2、2536-5、 2551-2、2562-3、 2562-6、2562-7、 2570-7、 2571-5から2571-9ま で、

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	婦中町 長沢	下川原	2583-25
		山ノ下	3081-2、3083-2、 3084-2、3094-2
		神丸	6-2、7-2、 169から177まで、 178-1、178-2、 179-1、179-2、 180から198まで、 199-1から199-4まで、 200-1から200-3まで、 201-1、201-2、 202-1から202-3まで、 203-1から203-3まで、 204、205-1、 205-2、 206-1から206-3まで、 207-1から207-4まで、 208-1から208-3まで、 209-1から209-4まで、 210-1、210-2、 211、 212-1から212-3まで、 213-1から213-3まで、 214-1から214-3まで、 215-1から215-3まで、 216、217、 218-1から218-3まで、 219-1から219-3まで、 220-1から220-3まで、 221-1から221-3まで、 222-1、222-2、 223-1から223-3まで、 224-1から224-3まで、 225-1から225-3まで、 226-1から226-3まで、 227-1から227-3まで、

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	婦中町 長沢	神丸	228-1から228-3まで、 229-1から229-3まで、 230-1から230-3まで、 231-1から231-3まで、 232-1から232-3まで
		中江	2173、 2174-1から2174-4まで、 2241、2247、2255、 2260-1、2260-2、 2262、2271、 2273-4
		長割	61-1、61-2、62-1、 62-2、63-1、63-2、 64-1から64-3まで、 65-1から65-3まで、 66-1から66-3まで、 67-1から67-3まで、 68-1から68-3まで、 69-1、69-2、70-1、 70-2、71-1、71-2、 72-1、72-2、73、 74、75-1、75-2、 76-1、76-2、77-1、 77-2、78から80まで、 81-1、81-2、 82-1から82-4まで、 83-1から83-4まで、 84-1から84-4まで、 85-1から85-3まで、 86-1から86-3まで、 87-1、87-2、88-1、 88-2、 89-1から89-3まで、 90-1から90-3まで、 91-1から91-3まで、

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	婦中町 長沢	長割	92-1、92-2、93-1、 93-2、94-1、94-2、 95-1、95-2、96-1、 96-2、97-1、97-2、 98-1、98-2、99-1、 99-2、100-1、 100-2、101-1、 101-2、102、 103-1、103-2、 104-1、104-2、 105、106、107-1、 107-2、108-1、 108-2、109-1、 109-2、110-1、 110-2、111-1、 111-2、112-1、 112-2、113-1、 113-2、114-1、 114-2、115-1、 115-2、116-1、 116-2、 117-1から117-3まで、 118-1から118-3まで、 119-1、119-2、 120-1、120-2、 121-1、121-2、 122-1、122-2、 123-1、123-2、 124-1、124-2、 125-1、125-2、 126-1、126-2、 127-1、127-2、 128-1、128-2、 129-1、129-2、 130-1、130-2、 131-1から131-4まで、

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	婦中町 長沢	長割	132-1から132-3まで、 133-1から133-3まで、 134-1から134-4まで、 135-1から135-3まで、 136-1から136-3まで、 137-1から137-4まで、 138-1から138-4まで、 139-1から139-3まで、 140-1、140-2、 141から156まで、 157-1、157-2、 158-1、158-2、 159から168まで、 485から488まで
		藤巻	4502-1、4502-3、 4502-4、4504-3、 4505-2、4505-3、 4516-2から4516-16 まで、4517-2、 4517-5-1、 4517-6から4517-12 まで、 4518-1から4518-5ま で、4519-3、 4519-3-2、 4519-5から4519-7ま で、4520-2、 4520-5から4520-24 まで、4521-6、 4521-7、4521-12、 4521-13、 4521-15から4521-37 まで

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

議案第 2 2 4 号

財産の無償譲渡の件

次のとおり建物を無償譲渡するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和 3 年 1 2 月 1 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

1 無償で譲渡する建物

ア) 富山市山田りんご体験農園管理施設

(1) 場 所 富山市山田牧 3 番地

(2) 構 造 鉄骨造平屋建

(3) 床 面 積 2 4 7 . 5 2 m²

2 譲 渡 の 目 的 山田りんご体験農園事業用施設

3 譲 渡 の 相 手 方 富山市山田今山田 1 9 3 4 番地

特定非営利活動法人山田りんご体験農園

代表理事 藤田 学

議案第 2 2 5 号

富山市くれは山荘の指定管理者の指定の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、次の施設の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

令和 3 年 1 2 月 1 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

施設 の 名 称	指定管理者の所在地及び名称	指 定 期 間
富山市くれは山荘	富山市古沢 2 5 4 番地 富山市ファミリーパーク内 特定非営利活動法人きんたろう 倶楽部	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

報告第 4 9 号

専決処分について承認を求める件

次の事項を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、その承認を求める。

令和 3 年 1 2 月 1 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

- 1 令和 3 年度富山市一般会計補正予算（第 6 号）

専決第 4 1 号

令和 3 年度富山市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 3 年度富山市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 2 0 , 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 7 9 , 2 5 3 , 2 5 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 1 0 月 6 日専決

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
22 繰越金		1,977,894	420,000	2,397,894
	1 繰越金	1,977,894	420,000	2,397,894
歳入合計		178,833,259	420,000	179,253,259

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		21,208,699	420,000	21,628,699
	2 企画費	8,378,119	420,000	8,798,119
歳 出	合 計	178,833,259	420,000	179,253,259

歳入歳出予算事項別明細書

1 歳 入

款22 繰越金 項 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 繰越金	1 ,977,894	420,000	2 ,397,894	1前年度繰越 金	420,000	1前年度繰越金 420,000
計	1 ,977,894	420,000	2 ,397,894			

2 歳 出

款 2 総務費 項 2 企画費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
3 文化振興費	4 , 460, 777	420, 000	4 , 880, 777		420, 000	12委託料	420, 000	1文化施設整備事業 費 420, 000
計	8 , 378, 119	420, 000	8 , 798, 119		420, 000			
合計	21 , 208, 699	420, 000	21 , 628, 699		420, 000			

報告第 5 0 号

専決処分報告の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定されている次の事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 1 2 月 1 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

1 工事請負変更契約締結の件

専決第 4 5 号

工事請負変更契約締結の件

令和3年6月30日定例会市議会において議決を得た民俗民芸村周辺
法面保護（その2）工事について、次のとおり変更契約を締結する。

令和3年10月29日専決

富山市長 藤 井 裕 久

記

1 契約の金額

変 更 前	2 8 9 , 6 0 2 , 0 0 0 円
変 更 後	2 8 8 , 7 2 3 , 0 0 0 円

報告第 5 1 号

専決処分報告の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている次の事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 12 月 1 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

1 損害賠償請求に係る和解の件

損害賠償請求に係る和解の件

専決処分番号	専決処分年月日	専決処分の内容
4 0	令和 3年10月 5日	<p>損害賠償額 金 99,000 円</p> <p>和解及び損害賠償の相手方 富山市所在 1 団体</p> <p>事由 交通事故 ・ 発生日 令和 3 年 8 月 20 日 ・ 場所 富山市豊島町地内</p>
4 2	令和 3年10月 8日	<p>損害賠償額 金 27,907 円</p> <p>和解及び損害賠償の相手方 富山市在住 1 名</p> <p>事由 富山市営農サポートセンターにおける除草作業中の車両破損事故 ・ 発生日 令和 3 年 7 月 26 日 ・ 場所 富山市月岡町三丁目地内</p>
4 3	令和 3年10月 11日	<p>損害賠償額 金 77,473 円</p> <p>和解及び損害賠償の相手方 富山市在住 1 名</p> <p>事由 富山市立上条小学校における運搬作業中の車両破損事故 ・ 発生日 令和 3 年 7 月 14 日 ・ 場所 富山市水橋石割地内</p>

専決処分番号	専決処分年月日	専決処分の内容
4 4	令和 3年10月15日	損害賠償額 金10,000円 和解及び損害賠償の相手方 富山市在住1名 事由 軌道敷管理上の車両破損事故 ・発生日 令和3年7月27日 ・場所 富山市永楽町地内
4 6	令和 3年10月29日	損害賠償額 金56,705円 和解及び損害賠償の相手方 富山市所在1法人 事由 道路管理上の車両破損事故 ・発生日 令和3年10月1日 ・場所 富山市鍋田地内
4 7	令和 3年11月 5日	損害賠償額 金121,000円 和解及び損害賠償の相手方 富山市所在1法人 事由 交通事故 ・発生日 令和3年9月28日 ・場所 富山市城北町地内

報告第 5 2 号

専決処分報告の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている次の事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 12 月 1 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

1 損害賠償の額を定める件

損害賠償の額を定める件

専決処分番号	専決処分年月日	専決処分の内容
48	令和3年11月18日	損害賠償額 金14,400円 損害賠償の相手方 国 事由 富山市牛岳温泉スキー場事業特別会計の 過年度消費税の修正申告に係る延滞税額の 更正に伴う追加納付

報告第 5 3 号

専決処分について承認を求める件

次の事項を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、その承認を求める。

令和 3 年 1 2 月 1 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

- 1 令和 3 年 1 2 月の期末手当の特例に関する条例制定の件

専決第 4 9 号

令和 3 年 1 2 月の期末手当の特例に関する条例制定の件
令和 3 年 1 2 月の期末手当の特例に関する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日専決

富山市長 藤 井 裕 久

令和 3 年 1 2 月の期末手当の特例に関する条例

(一般職の職員の期末手当)

第 1 条 富山市職員の給与に関する条例（平成 1 7 年富山市条例第 6 2 号）第 1 条に規定する職員及び富山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 1 8 年富山市条例第 6 号）第 2 条から第 4 条までの規定により採用された職員の令和 3 年 1 2 月に支給される期末手当の額の算定に係る期末手当基礎額に乗ずる割合（在職期間の区分に応じて乗ずる割合を除く。）の特例については、別に条例で定める。

(特別職の職員等の期末手当)

第 2 条 議会の議長、副議長及び議員、市長、副市長、政策監、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者並びに常勤の監査委員の令和 3 年 1 2 月に支給される期末手当の額の算定に係る給料月額及び給料月額に 1 0 0 分の 4 5 を乗じて得た額の合計額（議会の議長、副議長及び議員にあつては議員報酬の月額及び議員報酬の月額に 1 0 0 分の 4 5 を乗じて得た額の合計額、医師である病院事業管理者にあつては給料月額及び地域手当の月額並びにこれらの額の合計額に 1 0 0 分の 4 5 を乗じて得た額の合計額）に乗ずる割合（在職期間の区分に応じて乗ずる割合を除く。）の特例については、別に条例で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

